

**県民の参画と協働の推進に関する条例**

「地域づくり活動支援指針」

「県行政参画・協働推進計画」

- みんなが主役で 多彩な協働 -

平成 16 年 3 月

兵 庫 県



# 目 次

はじめに	1
(1)条例がめざす「参画と協働」とは	1
(2)支援指針、推進計画の策定	2
(3)議会と知事の関係は	2
1．目的・役割等	4
(1)目的と役割	4
(2)期間	4
(3)毎年度の推進と評価	4
(4)構成	5
2．参画と協働による地域づくり	6
(1)成熟社会の到来	6
(2)県民とともに歩む県政	6
3．兵庫が描く参画と協働	12
(1)参画と協働による兵庫づくり みんなが主役で 多彩な協働	12
(2)各主体の役割と連携	14
4．参画と協働の展開方向	17
(1)展開にあたっての3つの視点 県民主役の展開 過程（プロセス）の共有 相互信頼のネットワーク	17
(2)地域づくり活動の支援の方向 新たな活動を生み、育む 活動を高め、支える 活動をつなぎ、 <sup>ひろ</sup> 拡げる	18
(3)参画と協働による県行政推進の方向 県民と情報を共有する 県民と知恵を出し合う 県民と力を合わせる	22
5．参画と協働の推進に向けて	26
(1)地域全体としての参画と協働の推進	26
(2)推進体制の整備	27
参考	28
参画と協働のチャンネルと組み合わせ	28
参画と協働のチャンネル例	28
参画と協働のチャンネルの組み合わせ例	31

資料		35
資料 1	県民の参画と協働の推進に関する条例	36
資料 2	用語解説	38
資料 3	県民生活審議会参画・協働推進専門委員会の概要	40

## はじめに

### (1) 条例がめざす「参画と協働」とは

兵庫県では、21世紀の成熟社会にふさわしい地域づくりを進めるため、参画と協働のあり方や基本理念等を明らかにした「県民の参画と協働の推進に関する条例」を制定し、平成15年4月から施行しています。

成熟時代における社会システムは、県民一人ひとりをはじめ、多様な主体が自ら積極的に地域社会にかかわることにより、ともに「新しい公」を担っていく参画協働型へと移行していくことが重要とされています。このため、県民だれもが地域社会の一員としての自覚と責任を持って、主体的に地域づくり活動に取り組んでいくことが強く求められています。

このような考え方のもと、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵やアイデアを出し合って、みんなのことはみんなで決め、力を合わせて、さまざまな地域づくりに取り組む「参画と協働」の大切さを共有していくことが不可欠です。

「参画と協働」には、「県民と県民のパートナーシップ（地域社会の共同利益の実現への参画と協働）」と「県民と県行政のパートナーシップ（県行政の推進への参画と協働）」という2つの場面があります。これらの場面は相互に連携しながら展開することが重要です。

#### 県民と県民のパートナーシップ

- 地域社会の共同利益の実現への参画と協働 -

県民の皆さんが力を合わせて住みやすい地域づくりのために取り組む「地域づくり活動（子育てや高齢者の支援、緑化活動や交流行事など）」の展開  
(県民が県外で行う活動、県外の方が県内で行う活動も含む)



#### 県民と県行政のパートナーシップ

- 県行政の推進への参画と協働 -

県政情報の共有はもちろん、政策の企画立案、実施、評価・検証の各段階で、県民の皆さんからの積極的な参画と協働を得ながら、県民生活中心の県民とともに歩む県行政の推進



県では、県民の皆さんが主体的に地域づくり活動を展開できるように、市町施策を尊重しつつ、市町との適切な役割分担のもと緊密な連携・協調を図りながら、県民主役の「美しい兵庫」の実現をめざします。

【条例の特色は…】

県民とのパートナーシップの確立をめざす参画と協働の基本条例

兵庫の将来像である「美しい兵庫」の実現に向けて、県民同士、県民の皆さんと県行政とのパートナーシップの確立をめざす、「参画と協働」の推進に関する基本条例です。

参画と協働の2つの場面(「地域社会の共同利益の実現」「県行政の推進」)への取り組みを明らかにした都道府県レベルでは全国初の条例

県民の皆さんが、自分たちの意思で、子育てや高齢者の支援、緑化活動、交流行事など、暮らしやすい地域づくりに取り組む「地域社会の共同利益の実現」と、「県行政の推進」という2つの場面の「参画と協働」があることを明確にしました。

状況の変化に柔軟に対応できる成長する条例

条例では、参画と協働の理念などを明らかにしました。具体的には、「地域づくり活動支援指針」や「県行政参画・協働推進計画」を策定して進めることとし、状況変化に柔軟に対応できるしくみとしました。

参画と協働に関する施策の状況について、毎年、年次報告を作成・発表し、さらに施行後3年以内にその効果を検証するなど、成長する条例としました。

【県民とは…】

この条例でいう「県民」とは、県民一人ひとり(外国人県民も含みます)、自治会、婦人会、子ども会等の地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO/NGO、その他の民間団体、企業等の事業者のことで

す。兵庫県に住んでいる人(団体)だけではなく、兵庫県で働いている人(団体)、兵庫県の取り組みに関心を持ち、何らかのかかわりを持っている人(団体)も含めて、広くとらえています。

さらに、地域づくり活動を進めるうえで大学をはじめとした学術研究機関も重要な存在だといえます。地域団体や事業者と連携しながら、高度な専門性を生かしてさまざまな地域づくりの場面にかかわっていくことが期待されています。

【新しい公とは…】

豊かな成熟社会の実現をめざして、私的領域と公的領域の間にある公共的領域を広く「公」ととらえ、「公」を担うのは行政(官)という考え方ではなく、支え合い、共に生きるための領域を社会全体で担うという概念のことで

【美しい兵庫とは…】

『21世紀兵庫長期ビジョン』では、兵庫がめざす将来像として、多様な地域に多彩な文化と豊かな暮らしを築き、兵庫にかかわるすべての人々にこころ豊かに生きる感動を与える「美しい兵庫」を築くこととしている。

(2) 支援指針、推進計画の策定

この条例の規定に基づき、県では、県民の皆さんの主体的な地域づくり活動を応援するため、支援の考え方や基本方向を定めた「地域づくり活動支援指針」と、参画と協働による県行政を推進するための考え方や方策を定めた「県行政参画・協働推進計画」をとりまとめました。

### (3) 議会と知事の関係は

県民の参画と協働を得ながら、議決機関である議会と執行機関である知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進を図ります。

#### 【県議会と県行政の関係は・・・】

地方自治の基本的なしくみは、間接民主制に基づく二元的な代表制で、議決機関である議会と執行機関である知事が、それぞれ住民の負託に的確に応え、対等な関係で県政推進への取り組みを進めるものです。県民の参画と協働は、このような地方自治制度のもとで推進していかなければなりません。

このため、県議会と県行政の双方が、多様で重層的なチャンネルを県民との間で確保するとともに、それぞれ議決機関と執行機関としての適切な役割を果たすため、たゆむことなく情報の共有や協働機会の創出に努めなければなりません。



## 1. 目的・役割等

### (1) 目的と役割

#### 地域づくり活動支援指針

「地域づくり活動支援指針」は、県民の自発的で自律的な意思による「地域づくり活動」のさらなる<sup>ひろ</sup>拡がりに向けて、県としての基本的な支援の方向性を明らかにすることを目的とします。

また、県民の主体性を尊重しつつ、広域自治体である県として、市町や中間支援組織等との適切な役割分担と緊密な連携のもと、県民の地域づくり活動を支援する施策等を、展開するための基本的な考え方や展開方向を示すことにより、県行政横断による総合的な指針としての役割を担っています。

#### 県行政参画・協働推進計画

「県行政参画・協働推進計画」は、県民主役の県政をより確かなものとするため、「県行政への参画と協働」を推進するための基本的な考え方や展開方向を明らかにすることを目的とします。

また、「参画と協働」を推進するためのチャンネル(手法)と、その効果的な運用を図るための「参画と協働」のスタイルやしぐみを提示することにより、参画と協働による県行政を推進するための、県行政横断による総合的な指針としての役割を担っています。

「地域づくり活動支援指針」と「県行政参画・協働推進計画」は、本県がめざす参画と協働の展開方向を示すものであり、相互に密接に関連することから、基本的な考え方などを共有しながら一体のものとして策定します。

### (2) 期間

当面、条例の規定(附則 2)に基づく検証時期に合わせ、平成 15(2003)年度～平成 17(2005)年度の3か年とします。

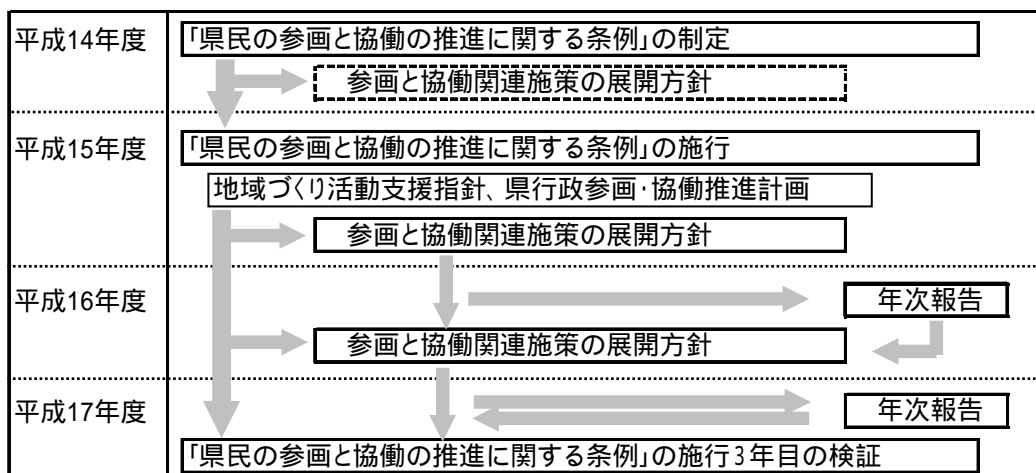
なお、平成 18 年度以降についても、3 年ごとの見直しを図りながら補完していきます。

### (3) 毎年度の推進と評価

地域づくり活動支援指針、県行政参画・協働推進計画に基づき、参画と協働に関する具体的な施策を体系的に明らかにする「参画と協働関連施策の展開方針」を毎年策定し、発表します。

また、これらの実施状況を明らかにする「年次報告」を毎年作成・発表します。

さらに条例施行後 3 年目を迎える平成 17 年度には、条例の規定に基づき、施策の状況を総合的に検証し、必要に応じて条例の見直しを検討します。



#### (4)構成

##### 1. 目的・役割等

(1)目的と役割

(2)期間  
平成15年度～17年度

(3)毎年度の推進と評価  
参画と協働関連施策の展開方針、年次報告

(4)構成

##### 2. 参画と協働による地域づくり

(1)成熟社会の到来

(2)県民とともに歩む県政

##### 3. 兵庫が描く参画と協働

(1)参画と協働による兵庫づくり

みんなが主役で 多彩な協働

(2)各主体の役割と連携

##### 4. 参画と協働の展開方向

地域づくり活動支援策

県行政参画・協働推進計画

(1)展開にあたっての3つの視点

(2)地域づくり活動の支援の方向

新たな活動を生み、育む

- ・多様な情報の提供
- ・実践活動につながる学習機会の充実
- ・多様な世代の参画・協働の促進

活動を高め、支える

- ・地域に根ざした活動を支える
- ・人材の育成
- ・県民の主体的な活動拠点の充実
- ・活動に必要な財政的基盤の充実
- ・支援

活動をつなぎ、<sup>ひろ</sup>拡げる

- ・情報の連携
- ・中間支援組織の支援
- ・活動を評価するしくみづくり

県民主役の展開

過程(プロセス)の共有

相互信頼のネットワーク

(3)参画と協働による県行政推進の方向

県民と情報を共有する

- ・県民が主体的に選択できる情報の提供
- ・評価・検証に参画するしくみづくり

県民と知恵を出し合う

- ・県民の提案機会の充実
- ・審議会等への参画機会の拡充

県民と力を合わせる

- ・協働で実施する範囲や事業の拡充
- ・多様な委託のしくみづくり
- ・推進員等の職務の円滑化

##### 5. 参画と協働の推進に向けて

(1)地域全体としての参画と協働の推進

(2)推進体制の整備

##### 参考

参画と協働のファン礼と組み合わせ

参画と協働のファン礼例 参画と協働のファン礼の組み合わせ例

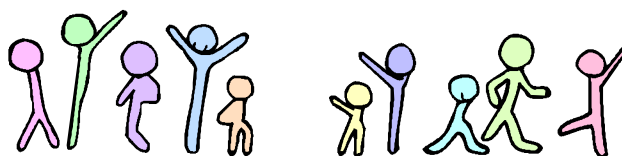
## 2. 参画と協働による地域づくり

### (1) 成熟社会の到来

成長から成熟の時代へ移行するなかで、人々の価値観は、ものの豊かさからこころの豊かさなど質の充実を求める方向へ、また、経済面では、生活者の立場に立った生産活動へ、人と社会のかかわり方は、権利とともに積極的に役割や責任を分担する方向へと大きく変わっています。

こうしたなか、社会のシステムや構造そのものを画一性と効率性から、多様性と個性、選択と分散の重視へと抜本的に転換することが急がれています。

そして、今後の社会の成熟化に的確に対応していくためには、地方分権の進展や住民と行政の協働の動きに対応して、生活者・消費者サイドのしくみが重視される分権型の社会システムを構築していくことが不可欠とされています。



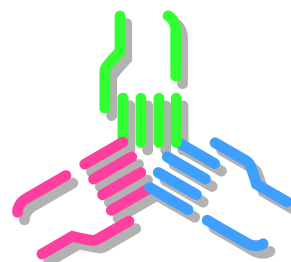
### (2) 県民とともに歩む県政

兵庫県では、常に「生活者の視点に立った県政」を基軸とし、自主的な生活意識の確立と生活の合理化をめざす「生活の科学化」や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進するなかで、教育、学習、福祉、保健、環境等の分野においてさまざまな形で県民運動を提唱・推進してきました。

さらに、阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとり、自治会、婦人会等の地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO/NGO 等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、県民の主体的な取り組みの大切さを改めて認識しました。

また、新しい世紀における兵庫づくりをめざす「21 世紀兵庫長期ビジョン」では県民自らが地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取り組みが進められつつあります。

今後、こうした県民の主体的な取り組みは、互いに重なりあうなかで、多彩に協働しながら活発に展開されるとともに、県民ニーズに的確に対応しながら、それぞれの状況に応じて、参画と協働のための多様な手法やチャンネルづくりの取り組みと一体となって、成熟社会にふさわしい参画と協働による兵庫づくりへと継承・発展していくことが期待されています。



## 県民運動

### ( 県民運動の提唱 )

兵庫県では、「公」と「私」の中間領域における県民の主体的な活動として、昭和 62 年に教育、学習、福祉、保健、環境等の分野において県民運動を提唱しました。これに呼応して、自治会、婦人会、子ども会等を構成団体とするところ豊かな兵庫づくり推進協議会が結成され、県も県民運動団体とのパートナーシップのもとに、県民運動を支える基盤的な施策を展開してきました。

### ( 県民主導の取り組み )

この運動は提唱から約 15 年を経て、県民の自発的で自律的な県民主導の取り組みとして発展してきました。これにより、県内各地で多数の団体による多彩な活動が展開されるなかで、県民一人ひとりが、地域社会の構成員として、自覚と責任を持って行動する意識が醸成されつつあります。

今後は、地域団体、ボランティア団体など多様な主体が、重層的なネットワークを築きながら、連携・協働して地域課題に取り組む、成熟社会にふさわしい柔軟な展開が求められます。そこから相乗効果や、互いに変革する効果などが生まれ、さらに発展的に展開されることが期待されています。

## ボランティア、NPO/NGO 活動

### ( 新しい公の胎動 )

先の阪神・淡路大震災では、被災者支援のため、震災直後の 1 年間で約 138 万人の人々が多彩なボランティア活動に取り組み、草の根の活動を通じて協力復興を支え、新しい公を創出していく契機となりました。

兵庫県では、ボランティア、NPO /NGO 活動が広く県民に理解され、活動の輪が広がる機会を提供するとともに、これらの活動が社会に根付き、広がるよう、その基盤となる活動環境の整備を支援してきました。

### ( 活動の広がり )

現在、多様な地域課題に柔軟に対応する形で、県内各地において福祉分野中心から、青少年、国際交流、芸術文化、まちづくり等の活動分野の広がりをみせながら、さまざまなボランティア、NPO/NGO 活動が展開されています。

ボランティア、NPO/NGO 活動は、活動する主体の自発性や自律性、活動の個別性、テーマ性を尊重する活動であり、今後、さまざまな領域でのこれらの活動の確実な広がりが予想されます。また、こうした柔軟な活動の展開とあわせて、NPO/NGO 等と地域団体などとの連携や、新たな課題に即したさらなる飛躍が期待されます。

ボランティア：ここでは、自らの意思に基づいて、社会の一員として他の人々や社会の福利を向上させるために行動する人をいう

NPO：nonprofit organizations の略。ここでは、教育、文化、医療、福祉、国際協力など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO 法に則して認証された NPO 法人、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の 2 つの類型を含む

NGO：non - governmental organizations の略。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、非政府組織のこと。NPO と同様に営利を目的とせず社会的使命を持つ民間非営利団体のことであるが、行政からの独立性をより強調した表現といえる



## 地域ビジョンの取り組み

### (地域ビジョンの策定)

21世紀にふさわしい兵庫づくりの基本方向として、平成11年度～12年度の2カ年にわたり、県民局ごとに県民自らが主体的に地域の「夢」や将来像や行動目標について議論を重ねる「地域夢会議」を多様な方法で開催し、「地域ビジョン」をとりまとめました。

### (ビジョン実現に向けた実践)

平成13年度には、地域ビジョンの実現に向けて、各地域100名程度の「地域ビジョン委員」(公募、知事委嘱)や同委員で構成する委員会、さらには県民誰もが参加できる「地域夢会議」の場で、県民が自ら取り組む行動指針の作成及び行政のプログラムへの意見提言を行い「地域ビジョン推進プログラム」を策定しました。

平成14年度以降、地域ビジョン委員会や地域夢会議を中心に、県民行動プログラムの幅広い県民への普及と参画の輪の拡大策を検討し、地域ビジョンの実現に向け、実践的な取り組みが進められつつあります。

こうした県民主役・地域主導で策定された地域ビジョンの実現への取り組みを契機に、県内各地における参画と協働の機運が高まり、県民主体の多彩な地域づくり活動が活発化していくことが期待されます。



(参考)

## 地域ビジョンに基づく主な活動例

各地域では県民行動プログラムの中心にさまざまな活動が展開されています。

### 但馬 《コウノトリ翔る郷をめざして》

- ・映像で但馬を発信
- ・山陰海岸国立公園を世界の公園にしよう
- ・巨木百選マップづくり

### 丹波 《丹波をはぐくむ》

- ・都会に近い田舎を調査しよう
- ・丹波の森なんでも百貨店をオープンしよう  
(丹波ブランド(たんばる)との連動検討)
- ・地域内・男女のバリアをなくそう
- ・丹波スローリズムの推進

### 西播磨 《一人ひとりの自己実現を大切に地域でともに生きる》

- ・出る杭大会の開催・出る杭大賞の選定
- ・西播磨CI(コミュニティ・アイデンティティ)運動の推進
- ・西播磨「森と川と海の月間」の選定

### 阪神北 《「新しい公」の時代をめざして》

- ・イベントを通じた交流の場やコミュニティづくりへの取り組み
- ・ゴミ、水、都市景観問題への取り組み
- ・地域産物をいかした名物・名産づくりと地域名産品の紹介への取り組み

### 中播磨 《一人ひとりの自己実現を大切に地域でともに生きる》

- ・地域住民とともに学校のインターネット環境をつくる「ネットマイル」の実施
- ・「姫路・播磨のイチ押し見どころ・自慢」の発掘・発信
- ・市川・夢前川再生プログラム

### 阪神南 《「新しい公」の時代をめざして》

- ・阪神2号線文化街道づくりを進めよう
- ・県民自らの手による21世紀の森づくりを進めよう
- ・県内各地の人々との交流会を開こう
- ・「阪神なごさ回廊」の整備

### 北播磨 《ひょうごのハートランド》

- ・心肺蘇生法を普及させ「命の教育」を推進していこう
- ・歩いて見ようよ 北はりま
- ・北パ〜ン! 創祭り
- ・北播磨地域交流の舞台づくりの推進

### 神戸 《楽しいまち・神戸》

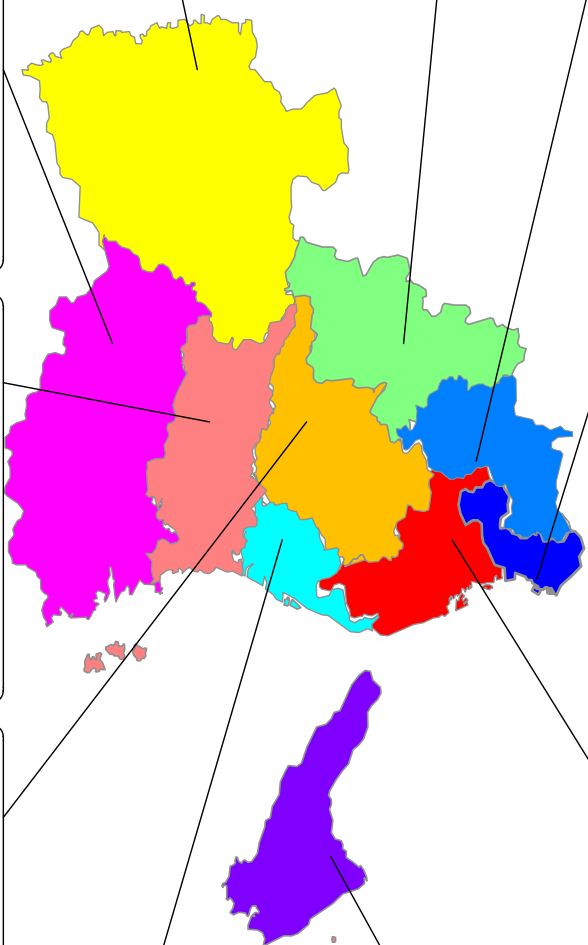
- ・「農」と結びあえるまち - 「農都・神戸」を築きましょう
- ・自然との共生のシボル・私たちの六甲山を活かしましょう
- ・グローバルな魅力を育て、発信しましょう

### 東播磨 《ひょうごのハートランド》

- ・水辺に学ぶプロジェクト
- ・東播磨地域人材バンクづくり・ハートランドづくり
- ・いぬ野ため池ミュージアム創設プロジェクトの推進
- ・東播磨新産業創出活性化の推進

### 淡路 《環境立島「公園島淡路」》

- ・あわじ菜の花エコプロジェクト
- ・地域でつくる自然ふれあい「手づくり」公園
- ・淡路島フェスティバル〜エンターワールド〜



## 参画と協働のためのチャンネルづくりの取り組み等

### (情報公開)

多様な媒体を活用して県民本位の情報を提供し、説明責任の向上に努めてきました。また、平成 12 年 3 月には情報公開条例を制定し、情報公開を積極的に推進しています(公文書公開請求件数：15,488 件(平成 14 年度))。

### (県民意見に基づく政策形成)

広く県民の意見を聞くために、さわやか提案箱、さわやかトーク、さわやかフォーラム等を実施しています。

また、これまで政策形成のため必要と判断した部署が任意に行っていたパブリックコメントについて、平成 14 年 4 月に全庁統一のルール化を図りました。(実施案件数：31 件、意見提出人数：2,889 人、意見提出件数：8,561 件(平成 14 年度))

さらに、平成 15 年 4 月には、審議会等の委員を公募するための全庁統一のルールを定める指針を制定し、積極的に公募委員の選任に努めています。(公募委員を選任した機関数：9 機関(平成 14 年度))

### (県民同士の情報共有の支援)

地域づくり活動を行う団体等が、自らが取り組む活動に関して情報を相互に発信することを通じて、相互の連携及び交流を深めることができるよう、平成 15 年 5 月 1 日から地域づくり活動情報システム(コラボネット)を運用しています。

### (県民との協働事業)

県民との共催事業の実施はもとより、アドプトシステムや PFI など、県民との協働に意を用いた新たな行政手法の導入を進めています。

### (県民参画による評価)

政策評価を実施するとともに、美しい兵庫指標において県民による MY<sup>マイ</sup>指標づくりの普及に取り組んでいます。

さわやか提案箱：県のホームページに知事あてのメールボックスを設け、電子メールによる意見・提案の受け付け、回答を行っている

さわやかトーク：さわやかフォーラムに合わせて、知事が地域の実践活動グループを訪問し、現地で自由に意見交換を行っている

さわやかフォーラム：さわやかな県政を推進するため、県民と知事が気軽に語り合える場を設け、地域づくりについて幅広い意見交換を行っている

アドプトシステム：地域住民や企業などが、道路、公園、河川、海岸などの公共空間を養子(アドプト)として管理し、維持していくこと

PFI：Private Finance Initiative の略。民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用して公共施設の整備、維持管理、運営等を行うこと

美しい兵庫指標：「21世紀兵庫長期ビジョン」が描く社会像の達成状況を評価するために設けた「社会像評価」、県が自ら提供するサービスについて県民の立場に立ち、その成果等を測定・分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うとともに、その結果を政策の企画立案に的確に反映していく「政策評価」、それら共通のデータベースとなる「指標の森」から構成されている

MY<sup>マイ</sup>指標：「社会像評価」や「指標の森」の指標のうち、重要と思う指標や好きな指標を「私の指標」として県民各自が選び、それぞれが取り組む活動の目標や目安として活用する指標のこと



### 3. 兵庫が描く参画と協働

#### (1) 参画と協働による兵庫づくり

##### 県民主役の地域づくり活動の展開

成熟社会にふさわしく生活の質を高めていくためには、一人ひとりが自らの個性や創造力を発揮しながら、自己実現を図るとともに、主体的に地域について考え、ともに「新しい公」を担う創造的の市民として、だれもが生きがいをもって暮らせる地域社会を実現することが重要です。

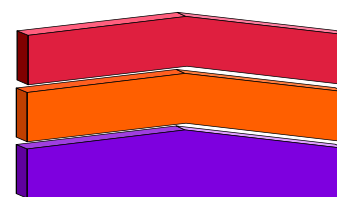
そのためには、県民一人ひとりが、地域社会を担う一員としての自覚と責任を持ち、積極的に地域につながって「個を開く」ことが求められています。また、県民一人ひとりが、個性や創造性を発揮して、人、モノ、情報などの地域資源を適切に結び、「再ネットワーク化」を図ることにより、新たな地域づくり活動への展開が広がっています。

もとより、県民運動、ボランティアグループ・団体、NPO/NGOの活動、地域ビジョンの取り組みは、当初の目的、対象、手法などは異なるものの、いずれの活動も自らの地域を住みやすくするために、県民の主体的な活動により多様な形で展開されるものです。

特に昨今は、県民が主体的に地域課題に取り組もうとする意欲の向上や、活動分野が福祉から教育、環境、まちづくり等へと広がりをみせ、地域課題の解決に向けてさまざまな個人や団体の連携がみられます。

今後、これら県民主役の活動の一体的な展開による効果的な取り組みが一層進むよう、県としての確かな支援を積極的に進めていく必要があります。

これらの取り組みが多様に展開されるとともに、相互にさまざまな連携が図られながら、より多彩な「兵庫の地域づくり活動」へと昇華していくことが期待されています。



##### 県民主役の行政手法への転換

一方、複雑、多様化する地域課題に対して、行政のみでは対応しきれなくなっており、県民の「公」に対する意識の変化、地域への貢献意欲の向上が顕著ななかで、これまでの行政手法からの転換が不可欠となっています。

県民が県行政に参画し、県民と県行政が協働することによってはじめて、県民ニーズに的確に対応し、生活者の視点に立った行政運営が展開できます。

そのためには、県職員の意識の醸成を図るなかで、県民と県行政が、地域課題や県政情報を共有し、施策・事業を一緒に考え、その実施においてともに取り組み、さらに、その成果をとともに確かめる、県民とのパートナーシップに基づく新しい行政手法とそのしくみの構築が不可欠です。

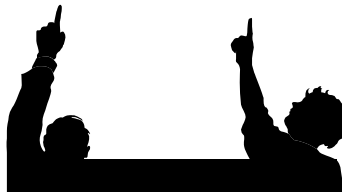
### 参画と協働による兵庫づくり

「美しい兵庫」の実現をめざし、県民一人ひとりが主役となって自律的な取り組みを展開することを基本に、地域にかかわるさまざまな主体が、対等の立場で協力しながら、自分たちの地域を愛し、自分たちの地域を住みやすくするため、知恵やアイデアを出し合って、みんなのことはみんなで決め、力を合わせて「参画と協働による兵庫づくり」に取り組んでいかなければなりません。

そのためには、参画と協働の5つの要素を組み合わせながら、地域づくりのあり方や方法について、県民が自ら発案し、多様な主体が相互の違いを認め合い、理解し尊重し合いながら、共鳴し合う中で、ともに手を携え、力を合わせていくことが大切です。

兵庫が描く参画と協働

**「みんなが主役で 多彩な協働」**



#### 参画と協働の5つの要素

- 「ともに知る」 : みんなで、地域の状況や課題などについて、知らせ合い、分かり合う
- 「ともに考える」 : みんなで、知恵を出し合い、話し合い、ともに取り組む方向を考える
- 「ともに取り組む」 : みんなで課題解決に向けて、お互いの持っている力を生かして、協力しながら、実行していく
- 「ともに確かめる」 : これまでの取り組みについて、できたこと、できなかったこと、その原因などを明らかにし、今後どうするかについて、みんな考える
- 「ともに支える」 : お互いの信頼関係に基づき、みんなで参画と協働のしくみや体制をつくる

#### 【創造的市民とは…】

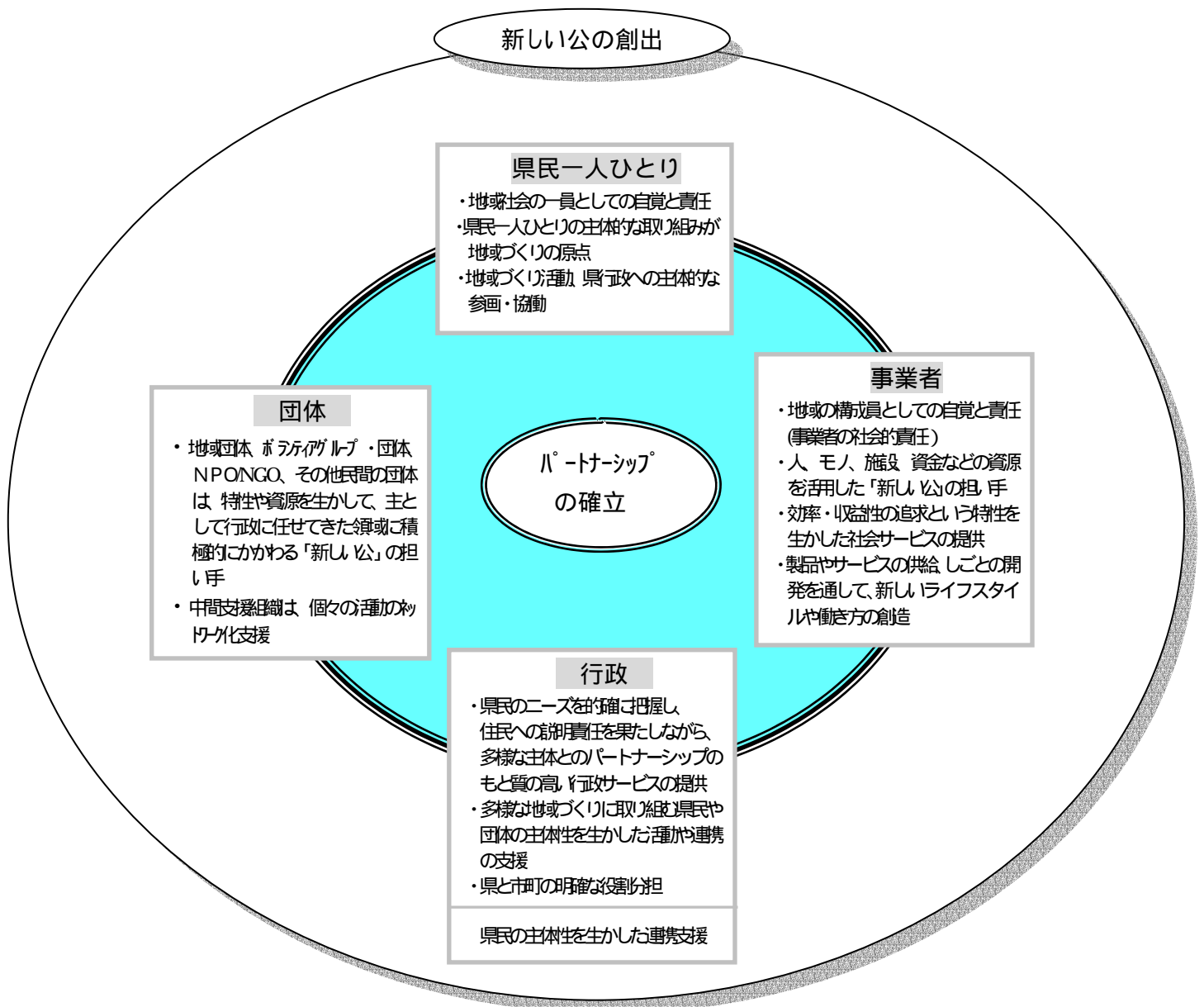
『21世紀兵庫長期ビジョン』の中で4つのめざすべき社会像のひとつとして「創造的市民社会」が位置づけられています。具体的には、一人ひとりが主体的に行動する新しい市民社会、個人の能力や可能性が最大限に発揮できる社会、生活の基盤が保障され、健康で安心して暮らせる社会の3つの社会像が提示されています。このような社会像を担っていく市民のことをさします。

## (2)各主体の役割と連携

成熟時代にふさわしい、参画と協働による兵庫づくりを進めていくためには、県民一人ひとり、地域団体、ボランティアグループ・団体、中間支援組織などの団体、事業者、行政など地域社会を構成する多様な主体が、それぞれの役割を分担しながら、相互のパートナーシップを確立していかなければなりません。

### (各主体の役割と連携)

各主体は、次のような役割を果たすとともに、自己決定・自己責任の原則に基づき、それぞれが違いを認め合いながら連携、協働を図り、「新しい公」の創出をめざすことが必要です。



【中間支援組織への期待】

県民や地域団体、NPO/NGOなどによる多様な地域づくり活動が、一層、効果的に展開していくために、事業の企画・実施、ネットワーク化、組織基盤強化への支援などの役割を担う中間支援組織への期待は、益々大きくなると考えられています。一般的に、中間支援組織には、自治会、婦人会などの地域団体や職能団体など各種団体の全県・広域組織をはじめ、ネットワーク形成や調整（コーディネート）活動に重点を置いたNPO/NGOなど多様な組織があります。

今後、中間支援組織には、活動主体のニーズを的確に把握し、地域に密着した活動支援や機能・分野に特化した専門的な支援をするなど、多様な展開が期待されています。

【地域づくり活動での市町と県の関係は・・・】

市町と県は、対等・協力の関係が基本です。県は、市町優先の原則に基づき、市町施策を尊重しつつ、市町との適切な役割分担のもと緊密な連携・協調を図りながら県民の参画と協働を推進します。

市町

- ・地域づくり活動に取り組む団体等への身近な活動に対する支援など、暮らしに密着した課題に対応します。

県

- ・広域性の高い行政需要や全県で共通に取り組むべき地域課題への対応を基本に、市町や中間支援組織への支援を図るとともに、「地域ビジョン推進プログラム」の推進など、県民の主体的な地域づくり活動の<sup>ひろ</sup>拡がりをめざして、活動基盤の強化や各主体間のネットワーク化に対応します。



#### 4. 参画と協働の展開方向

##### (1) 展開にあたっての3つの視点

すべての県民が主体性を持って、「参画と協働による美しい兵庫」づくりに取り組めるよう、「わかりやすさ」を基本に、次の3つの視点に基づき、地域づくり活動を支援するとともに、生活者の視点に立った県行政を推進します。

##### 県民主役の展開

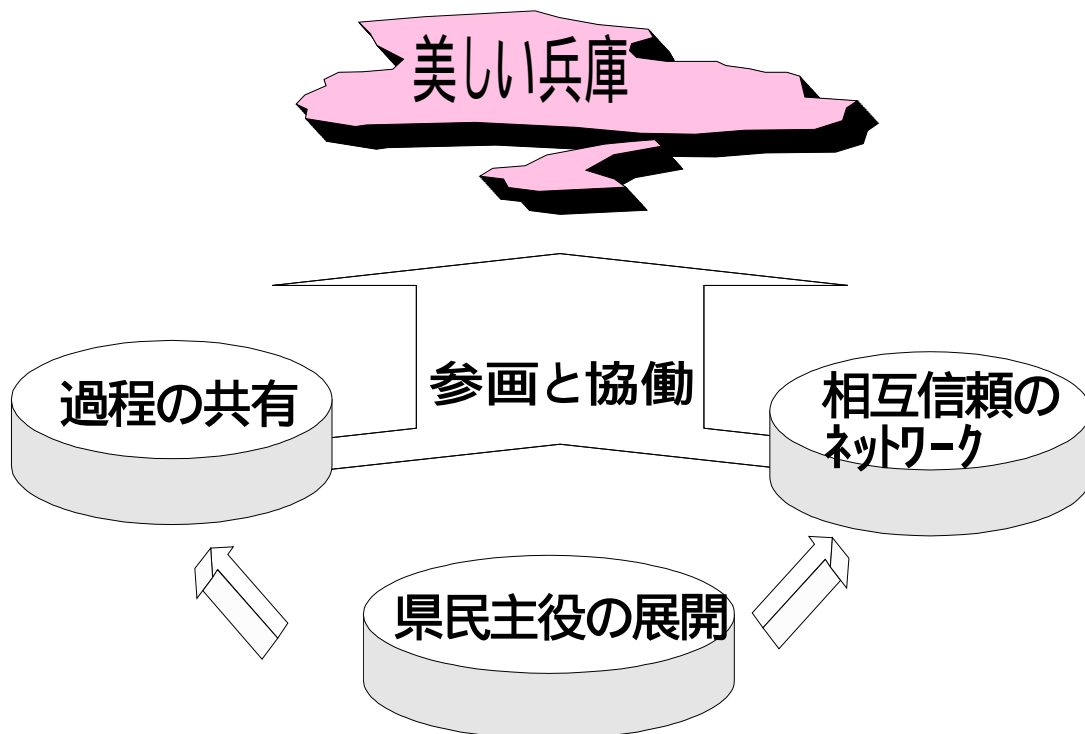
県民一人ひとりが地域社会の主役として、自発的、主体的に地域のことを考え、自己決定と自己責任のもとでの自律的な取り組みが展開されるよう、多様な参画と協働のしくみづくりに取り組みます。

##### 過程(プロセス)の共有

県民一人ひとり、各種団体、事業者、行政等との間で議論を尽くし、それぞれが合意・共鳴し、実践段階において試行錯誤を繰り返しながら、より良いものにしていくという双方向性のある、過程(プロセス)を重視した取り組みを進めます。

##### 相互信頼のネットワーク

多様な主体が、過程(プロセス)を共有しながら、お互いの特色や違いを認め合い、支え合い、助け合い、触発し合うなかで、対等で確かな信頼関係に基づくパートナーシップを確立し、柔軟で多様なネットワークを形成します。



## (2) 地域づくり活動の支援の方向

県民の主体的で自発的な意思に基づく地域づくり活動を支援するため、次の考え方に立ち、支援施策を展開します。



### 新たな活動を生み、育む

県民一人ひとりの取り組みを基本に、多様な地域づくり活動を支えるため、地域づくり活動へのきっかけづくりや、活動に必要な能力を高めることができる機会の充実などを通じて、県民一人ひとりが、主体的に地域づくり活動に取り組むことを支援します。



#### ( 重点取り組み項目 )

##### 多様な情報を提供します

- ・ 地域づくり活動を実践するために必要な情報や県内外の先進的な取り組み例、県の各種支援施策、地域の歴史、人材、施設などさまざまな地域資源に関する情報を多様な媒体を活用して提供します。
- ・ 各主体との連携を図りながら、情報を集めた場を確保し、県民が必要な情報を入手しやすいしくみを整えます。
- ・ 地域づくり活動の特性や状態、内容等に応じた相談に対応するとともに、広く県民からの提案を受け付けるしくみをつくります。

##### 実践活動につながる学習機会を充実します

- ・ 県民が学びたいことを主体的に選択できる学習機会を提供するとともに、地域づくり活動に必要な知識を基礎から専門へと系統的に学べるよう学習資源のネットワーク化を進めます。
- ・ 各主体と連携を図りながら、実践活動に取り組む中で、知識・技能を学ぶ機会の拡充や、県民が地域づくり活動について学んだことを実践の現場で生かせるしくみを充実します。

##### 多様な世代の参画・協働を促します

###### (若い世代)

- ・ 地域と学校が一体となった地域教育や体験学習などの推進を通じ、若い世代の地域づくり活動の実践力の向上を支援します。
- ・ 若い世代の勤労者や学生が、地域づくり活動に参画・協働するきっかけとなる機会の創出に取り組みます。

###### (さまざまな世代)

- ・ 地域づくり活動に取り組みたくても種々の理由により活動しにくい人(乳幼児を育てている親、勤労者、高齢者等)や、多様な世代が気軽に参画・協働できるよう、まちの中の身近な場所で活動拠点の充実などさまざまな支援体制を整備します。



## 活動を高め、支える

地域づくり活動の積極的な展開や活動の質的向上を支えるため、活動主体の自律性や地域特性に十分配慮しながら、担い手づくり、使いやすい活動の場の提供、活動に必要な資金の確保、それらを総合的に進めるプログラムづくりなどを支援します。

### ( 重点取り組み項目 )

#### 地域に根ざした活動を支える人材が力をつけるための取り組みを支援します

- ・ 地域に活動の基盤を持ち、地域づくり活動に取り組む団体等の中核を担う地域リーダーや、人、情報、モノ等のネットワーク化を支援する人材（地域プランナー）の育成を支援します。
- ・ 活動団体の企画や運営を担う人材が、地域づくり活動団体の運営に必要な管理・経営(マネジメント)や財政的運営などの専門的知識を習得する機会や場を提供します。

#### 県民の主体的な活動拠点を充実します

- ・ 地域づくり活動を継続的に展開するため、身近な地域の中で、県民一人ひとりが多彩な分野において、交流し、学び、実践活動を行うための場づくりを支援します。
- ・ 行政施設や身近な公民館、交流施設、学校施設の一部等を活動拠点として有効活用するため、維持管理を地域住民へ任せるなど柔軟なしくみを検討します。
- ・ 商店街の空き店舗、地元企業の空き施設や厚生施設、研修施設、労働組合や職能団体の関連施設等の地域への開放を促進することを通じて、企業が地域づくり活動に参画する機会の創出に取り組みます。

#### 活動に必要な財政的基盤の充実を支援します

- ・ 地域づくり活動の展開に必要な資金を自前で調達できるなど、地域づくり活動に取り組む団体の活動が継続的に成り立つしくみづくりを支援します。
- ・ 中・長期的な視点からひょうごボランティア基金を有効に活用し、各主体の活動に応じた適切な支援をします。
- ・ 各主体が取り組む地域づくり活動に賛同した企業等からの寄付や財団等からの助成金等を受け入れやすくするしくみづくり(寄付文化の醸成、優遇税制の導入促進等)に取り組みます。
- ・ 補助金や貸付金については、メニューの一覧や、基準、申請手続きなどを県民の立場に立ってわかりやすく示すことを基本に、IT の活用などにより 1 カ所(1 回)で各種の行政サービスを受けられるよう利便性を向上します。

## 活動をつなぎ、<sup>ひろ</sup>拡げる

地域社会の<sup>きずな</sup>絆を紡ぎ、地域づくり活動の力を向上するため、県民相互の情報交換をはじめ団体間の交流の促進や、地域づくり活動を総合的に支援するための拠点機能の充実、活動を評価するしくみづくりなどを通じて、さまざまな主体をつなぐ重層的なネットワークづくりを支援します。

さらに、各主体の活動分野の拡がりや活動内容の深まりを受け、多様な主体間の新たな出合いやつながりを生み出し、地域課題の変容に対応できる地域づくり活動のさらなる拡がりを支援します。

### ( 重点取り組み項目 )

#### みんなの情報をつなぎます

- ・ 地域づくり活動に関して、県民からの情報の発信、個人や各種団体、NPO/NGO 等の情報(実践活動の中で培われた知識や技術を含む)の共有が積極的に行われるよう、地域づくり活動登録などの運用を工夫します。
- ・ 県民が主体的に、地域づくり活動に関する情報の発信や共有ができるよう IT を活用したしくみづくりなどを支援します。
- ・ 企業や各種団体などの持つ情報誌などの情報資源との連携を図り、地域づくり活動に関する情報を提供します。

#### 多様な主体をつなぎ、地域固有の取り組みを支援します

- ・ 地域団体相互、地域団体とテーマ型団体、NPO/NGO、企業など多様な主体間や地域間の交流・連携・協働の機会を充実し、地域ぐるみの防犯・防災や地域ケア・見守り活動、子育て家庭の支援、循環型社会づくりや、地域通貨 やコミュニティ・ビジネス など創意工夫をこらした新たなしくみづくりといった各地域の独自の取り組みを支援します。
- ・ 地域づくり活動の展開にあたって、県民同士が議論を重ね、合意に至る過程を支援するため、各主体と連携した情報の提供、専門家の派遣や、自治意識の高まりに基づく新たなしくみの検討など、県民の主体的な取り組みを支援します。
- ・ 地域づくり活動に関する情報の発信、交流の機会の充実等を通じて、兵庫県や地域に縁や関心がある多様な人・団体のネットワークづくりを支援します。

地域ケア：福祉の援助を必要とする在宅者に対し、地域の中で社会福祉施設や機関と地域住民とが一緒になって行う社会福祉サービスのこと

地域通貨：地域コミュニティにおける人と人との信頼に基づいて、一定の限られた地域で発行され、流通する通貨

コミュニティ・ビジネス：地域の人々が、地域資源(労働力、原材料、技術力等)を活用して行うビジネスのこと。地域経済の活性化と同時に地域の生活課題の解決をめざす

### 活動を総合的に支える中間支援組織を支援します

- 自治会、婦人会などの地域団体や職能団体など各種団体の全県・広域組織、ネットワーク形成やコーディネート活動に重点を置いた NPO/NGO など多様な中間支援組織との情報共有のしくみづくり等を通じて、中間支援組織による、活動相互のネットワーク化への取り組みなど、さまざまな活動や機能充実を支援します。

### 各地域での総合的な支援拠点機能を充実します

- 地域づくり活動を支援するため、ネットワーク化の支援、地域に根ざした人材育成、情報収集・発信機能を確保するとともに、相談機能の充実など県行政とのパートナーシップによる取り組みの広域的な推進拠点として、生活創造センター構想の推進など、各地域(県民局単位)における総合的な生活創造支援拠点機能の充実を図ります。
- 総合的な生活創造支援拠点機能の充実にあたっては、地域団体、ボランティアグループ、団体、NPO/NGO 等との協働による企画・運営手法なども含めて、県民(生活者)の立場に立って取り組みます。

生活創造センター構想：生活創造センターを中心に、生活に関する総合的な情報の収集・発信、新しいライフスタイルづくりに向けた学習機会の提供、調査の充実、地域での実践活動及び交流活動に対する支援など、県民の生活創造活動を総合的に支援するという構想のこと

### 県民が評価するしくみづくりに取り組みます

- 団体の地域づくり活動の取り組み状況を明らかにし、県民が活動内容を参考にしたり、交流のきっかけづくりや評価の手がかりにできるような活動報告書の作成など、さまざまなしくみづくりに取り組みます。
- 協働事業や活動団体への支援、寄付のための指標として活用することができるように、活動団体が自己評価のためにも使える客観性のある評価のしくみを工夫します。



生活創造センター

文化会館、生活科学センター等(生活創造情報プラザ)

### (3) 参画と協働による県行政推進の方向

次の考え方を基本に、県民の参画と協働による県行政を推進します。

#### 県民と情報を共有する

県民の自律的な取り組みを支え、県行政との対等なパートナーシップを構築するため、県民本位のわかりやすく、きめ細かな情報の提供・発信を徹底するとともに、政策形成や事業展開の過程を明らかにし、各主体の相互理解と合意が得られるプロセス重視のしくみづくりに取り組みます。

事業実施の方法、効果について、代替案との比較、県民の視点に立った政策の評価・検証などに基づき、県民との参画と協働で施策の見直しを行うしくみづくりに取り組みます。



#### ( 重点取り組み項目 )

##### 県民が主体的に選択できる情報を提供します

- ・ 生活者の視点に立った広報戦略に基づき、多様な媒体を活用して、県民が情報に基づき的確な判断ができるよう、わかりやすく、きめ細かな情報を提供します。
- ・ インターネットを活用した情報提供や情報交換、専門家同士の情報交換のためのしくみづくりなど IT を積極的に活用して双方向性のあるしくみをつくります。
- ・ 課題解決に向けての考え方の過程、パートナーシップを結ぶ相手方の選考基準、それに基づき決定した相手方や事業展開の内容など、常に県民が方向性、妥当性を判断できるよう、政策形成や事業展開の過程を明らかにします。
- ・ 県民と政策目標を共有するとともに、県の行政施策の推進状況や成果等について、わかりやすい表記に配慮し積極的に発表します。

##### 県行政の評価・検証への県民参画を進めます

- ・ 地域特性を反映した多様な視点から、各種施策の効果の評価・検証手法を充実するとともに、参画と協働による事業・施策の実施状況について、事業等の内容に応じて県民が評価するしくみづくりに取り組みます。
- ・ 行政による自己評価と各主体による外部評価を対比させることを通じて、多面的な視点からの行政運営の評価に取り組みます。
- ・ 身近な課題や県の施策について、政策形成段階や事業実施段階において、モニターによる客観的な政策評価の実施を促進します。

## 県民と知恵を出し合う

政策形成段階から広く県民の意見を反映し、県民の視点に立った政策・事業を展開するため、幅広く県民と意見交換する機会の確保をはじめ、県民の主体的な発案が展開されるしくみづくりを構築するとともに、県民の選択肢を拡大し、県民の主体的な選択を尊重した施策・事業を展開します。

### 〔 重点取り組み項目 〕

#### 県民提案の機会を充実します

- ・ きめ細かな県民との意見交換の機会を一層拡充するとともに、IT等を活用した提案方法も含め、いつでもだれでもどこからでも気軽に県行政に提案・提言できる機会やしくみを充実します。
- ・ これまで以上に分かりやすい資料作成に努めるとともに、予定案件一覧の発表など広報の一層の充実を図り、県民が意見・提案をしやすいようパブリック・コメント手続的確な運用を進めます。
- ・ 政策形成の早い段階から、県民とともに立案に取り組んだり、概案(複数案を含む)を示し、県民から修正案や代替案を求めるなど、県民の提案、意見、選択を十分踏まえた取り組みを推進します。
- ・ 地域団体や NPO/NGO 等との協働による政策形成手法の検討など、県民の施策への意見・提案を有効に活用するしくみを充実します。

#### 審議会などへの県民の参画機会を<sup>ひろ</sup>拡げます

- ・ 審議会や委員会など県行政の政策形成にかかる審議に、生活者の視点や専門的知識・技術を持った多様な世代の県民が委員等として直接参画する機会を充実します。
- ・ 県民モニター、アドバイザー、専門委員等さまざまな役割の導入を促進し、県民の多様なニーズを把握するとともに、県民が政策形成やその推進にかかわる機会を拡充します。
- ・ これらの運用にあたっては、より多くの県民の参画を得られるよう、審議会等にかかる情報を一覧で掲示するなど広報を充実します。

県民モニター：県行政の施策や課題などについて、意見や感想を述べる人のこと



## 県民と力を合わせる

県民との協働に基づく政策を多様に展開するため、県民との共催、施設の維持管理などについて、それぞれに応じた形態を模索しながら、各種施策・事業の実施、展開段階で協働機会の確保に積極的に取り組みます。

県民と県行政の参画と協働をより実効性のあるものにしていくため、地域団体、ボランティアグループ・団体、NPO/NGO、職能団体など、地域を構成する多様な組織・団体との連携強化に努めるなかで、県民と行政をつなぐ新たなしくみを試し、実践しながら改善を重ねる柔軟な取り組みを行います。



### ( 重点取り組み項目 )

#### 協働で実施する範囲や事業を拡充します

- ・ 公共施設の運営や維持管理などについて、地域団体やNPO/NGO、企業などとの適切な連携のもと、アドプトシステムやサポーター制度 など県民が利活用しやすい多様な方法を導入します。
- ・ 県が実施する各種事業について、多様な主体との共同開催や共同運営など実施段階でのさまざまな形態の協働を積極的に推進します。また、県行政以外の主体が実施する取り組み、事業の中に県行政が参画・協働する形での取り組みも進めます。
- ・ 協働先の選定について、適切な選定基準を明確にするなど透明性を確保します。

サポーター制度：道路、河川等の公共施設の巡視などの活動を行う地域住民を募集する制度のこと

#### 多様な委託のしくみづくりを進めます

- ・ サービスの質と費用の両面を総合的に判断して、県民への行政サービスを効果的・効率的に提供できる事業について、民間事業者やNPO/NGO、地域団体等への外部委託(アウトソーシング)を推進します。
- ・ 多様な地域課題に柔軟に対応するため、企画を含めた新たな事業委託手法も対象に、NPO/NGO や地域団体への外部委託の基準を定める指針づくりに取り組みます。

アウトソーシング：業務運営等を外部に委託すること。これにより、人やスペース等の資源の有効活用、システムの運用・維持のためのコスト削減、民間事業者やNPO/NGO、地域団体等の多彩な能力や高度なノウハウの活用等の効果が期待できる

### 推進員らの職務の円滑化を進めます

- ・ まちづくり、地域福祉、地域防犯・防災、教育など特定分野の行政課題の解決に向けて、県行政と協働して取り組む推進員らが円滑に活動できるよう、積極的に必要な情報を提供するとともに、関連する他の推進員とのネットワーク化を推進します。
- ・ 多様な地域課題に柔軟に対応するとともに、県民との協働を一層推進するため、地域づくり活動サポーター(応援隊)(仮称) など、新たな推進員の設置や見直しに取り組むとともに、活動の質を高めるために必要な知識・技能の習得機会を拡充します。

推進員：特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するために知事が県民に委嘱するもの(「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条)。民生・児童協力委員、地球温暖化防止活動推進員など約100種類ある。(資料2用語解説を参照)

地域づくり活動サポーター(応援隊)(仮称)：県民のさまざまな地域づくり活動を効果的に支援するため、県民の身近なアドバイザーとして、また、グループ・団体・NPO/NGOなど多様な主体のつなぎ役として、さらに、県民局域で活動する各種推進員の連携の推進役としての役割を担う



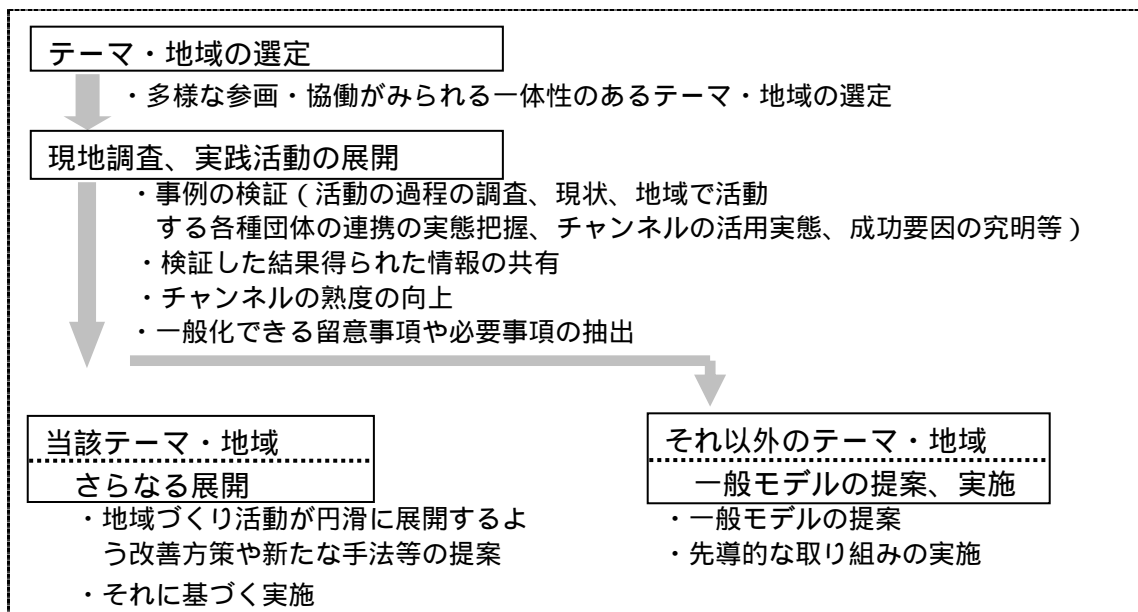
## 5. 参画と協働の推進に向けて

### (1) 地域全体としての参画と協働の推進

多様な住民ニーズが複雑にからみあった地域課題を解決し、美しい兵庫を実現するためには、地域社会の共同利益の実現と、県行政の推進という2つの場面での参画と協働を一体的に展開する必要があります。

そこで、県民運動やボランティア、NPO/NGO 活動、地域ビジョンの取り組みなど、多様な形で進められている地域づくり活動相互の連携と、県行政とが連携した展開を図るため、これまでの蓄積の上に立って、市町や大学をはじめとした学術研究機関とも協働しながら、地域特性や地域資源（人・団体、施設、ネットワーク等）を踏まえ地域全体を総合的にとらえ、地域住民と力を合わせて現地調査や実践活動の展開を行い、参画と協働の推進方向に関する知見の蓄積に取り組みます。そうすることによって、地域全体としての参画と協働の一層の拡がりや質的向上をめざします。

= 展開例 =



## (2) 推進体制の整備

多様な主体の参画と協働による兵庫づくりを総合的に推進していくため、県行政の組織や職員すべてが、参画と協働を取り巻く時代潮流を的確に把握しながら、県政推進の基本姿勢である「参画と協働」の意義、目的意識を共有し、参画と協働の推進力を向上するための体制を整備します。



### 職員意識を醸成します

- ・ 県民の参画と協働に基づく県行政を推進するため、県職員一人ひとりが生活者としての視点をもった広報・広聴の意識・姿勢を向上します。
- ・ 地域づくり活動に取り組むNPO/NGO、団体、企業での現場研修（職員によるトライやる・ウィーク）や人材交流を実施するなど、県職員が参画・協働の推進役としての見識と資質を高める研修機会を一層充実します。
- ・ さらに、地域づくり活動に熱心に取り組む職員が中心となり、地域づくり活動に関する情報の共有や、職場研修等での意識啓発などに取り組み、県職員自らがそれぞれの居住地域などで、さまざまな地域づくり活動に積極的にかかわることを通じて、県民との参画と協働の実践活動を展開するなど、県民とともに歩む県政を推進します。

### 参画と協働の推進にふさわしい執行体制を整備します

- ・ 県民局については、各地域で展開される多様な地域づくり活動を支援する県行政の核として、十分な機能を果たせるよう現地解決型機能の一層の充実に取り組みます。
- ・ 各県民局においては、地域政策懇話会などを活用して市町との緊密な連携・協調を図りながら、地域特性を生かして具体的な施策・事業を展開します。本庁は全県的視点から共通事項の調整、情報の共有・提供等を行い、県民局での特色ある取り組みを支えます。
- ・ あわせて、県民の主体的な活動にかかる支援先を紹介する総合窓口機能を充実するなど、わかりやすい県行政のしくみづくりに取り組みます。

地域政策懇話会：総合的・戦略的な視点に立った地域政策を推進するため、地域ビジョンの実現に向けた推進方策や地域経営における課題等について、市町長と県議会議員、県民局長等が協議・調整を行う会合のこと

### 参画と協働の過程(プロセス)を重視した施策・事業を展開します

- ・ 具体的な施策・事業ごとに、特性に応じて創意工夫をこらしながら、参画と協働のチャンネルを適切に組み込んで、過程を重視した施策・事業を展開します。
- ・ 参画と協働のチャンネルを組み込んだ実施フローを作成・事前公表することを通じて、実施部局での推進方策を明らかにしたり、参画と協働のチャンネルの活用方法やその具体的な運用が適切かどうかについて県民の評価を受けるなど、参画と協働を積極的に推進するしくみづくりに取り組みます。

参画と協働のチャンネルと組み合わせ

県民の参画と協働のスタイルは、テーマや課題、分野、取り組み内容、性質に応じて多種・多様なので、それらに応じて参画と協働のチャンネルを適切に組み込んで、的確かつ柔軟に運用していくことが不可欠です。特に、参画と協働による県行政を推進するためには、具体的な施策・事業ごとに、その特性に応じて創意工夫をこらし、参画と協働のチャンネルを適切に組み合わせしていくことが必要です。これらの参考とするため、県民や県行政が参画と協働の取り組みを展開するにあたって活用できる参画と協働のチャンネルのメニュー(「参画と協働のチャンネル例」と、参画と協働のチャンネルを組み合わせた実施フロー(「参画と協働のチャンネルの組み合わせ例」)を例示します。

で例示する実施フローは、今後、具体的な施策・事業を推進するなかで、関係機関との協議・調整や県民の評価を受けながら、常に検証を行い精度を高めていくものです。

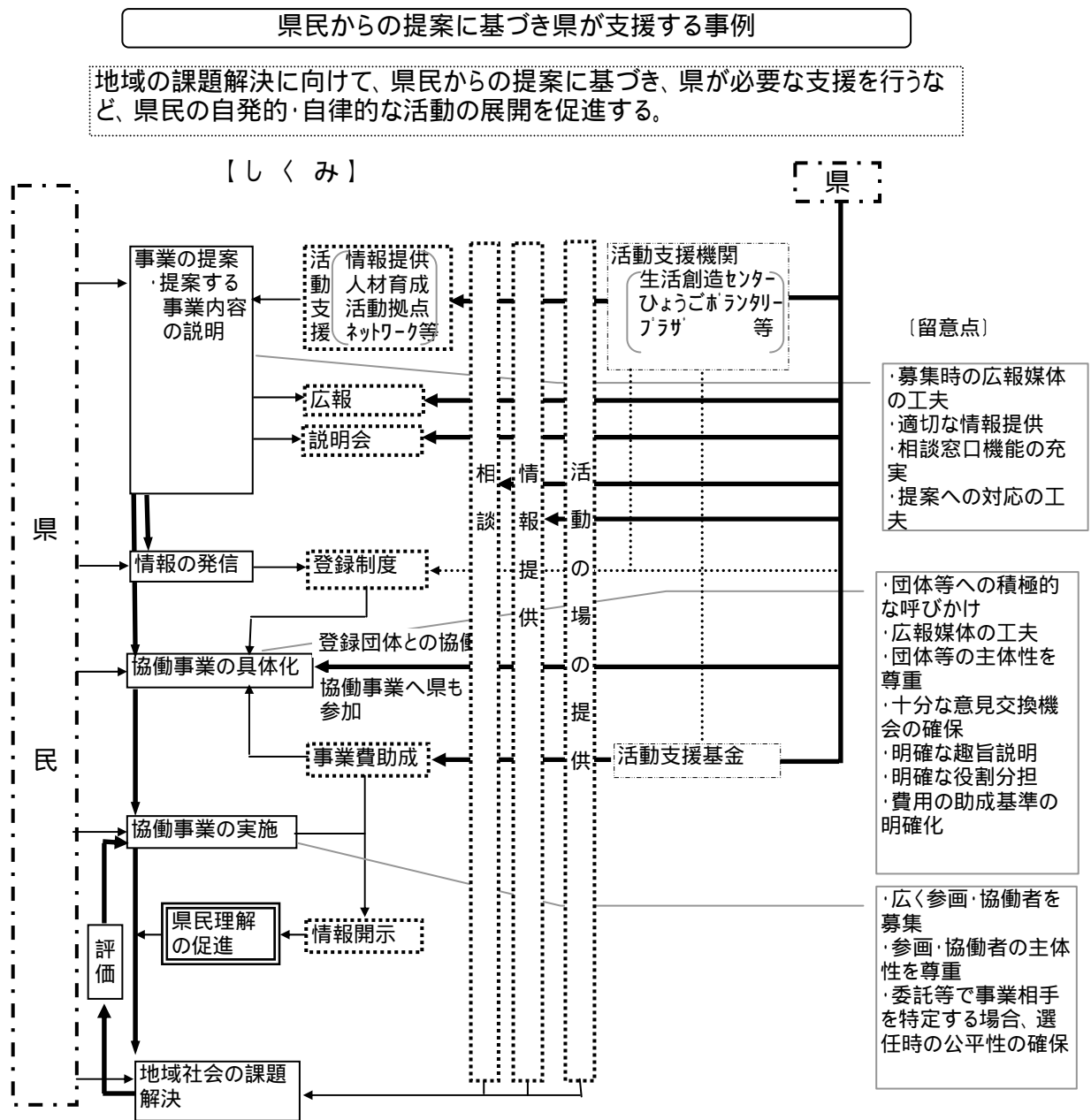
参画と協働のチャンネル例

チャンネル	内 容
情報公開	
公文書の公開	情報公開条例に基づき、公文書等を公開する。
情報開示	事業の概況や会計状況等を公開する。
情報提供	
広報	各種メディア(印刷、電波・映像、インターネット)を活用して、情報を発信する。
説明会	広く県民の参加を求め、事業に関して説明する。
見学会	広く県民の参加を求め、県立施設や施設予定地等を見学する。
広聴	
アンケート	特定のテーマについて、広く県民の意見、要望を聴く。
相談	地域での困りごとや不安等について県民と話し合い、解決策を探る。
意見・提案	各種のツール(電話、手紙、電子メール等)を活用して、広く県民の意見・提案を聴く。
学習	
シンポジウム、セミナー	多数の県民が参加し、特定課題等について見識を深める機会を提供する。
大会、交流会	特定のテーマの関係者に参加を求め、交流を深める。
キャンペーン	特定の問題について県民が理解を深め、実践するための機会をつくる。
講座、講習	基礎的・専門的知識や趣味について学ぶ機会を提供する。

チャンネル	内 容
顕彰	
表彰	県民の主体的な行動を顕彰し、一層の活躍を期待する。
協議	
審議会、委員会	各種課題について学識経験者、各種団体、公募委員等が議論・検討を行う。
協議会、運営委員会、連絡会議	各種課題や計画立案、事業企画等について広く関係者により協議を行う。
意見交換	
フォーラム	広く県民の参加を求め、計画立案や課題解決に向けて意見交換を行う。
ワークショップ	県民が協働作業を通じ、互いの考えや違いを認識し、前向きな意見を引き出しながら提案をまとめる。
地域集会	県民と行政が、さまざまな問題点や新たな地域情報を交換しながら対話する。
研修会	特定のテーマについて県民や関係者が互いに学び合う。
住民会議	会議の目的に応じて茶話会、集会など多様な形式を設定し、話し合う。
意見、提言	
公聴会、ヒアリング	課題解決に向けて県民の意見を聴く。
パブリック・コメント	各種計画等について県民意見を募集する。
モニター	県の施策、課題等について意見、感想を述べる。
アドバイザー	各種課題についてその分野の有識者に知恵を求めたり、意見交換を行う。
事業の企画・協働	
共催、共同実施、運営参加	各種行事・イベントについて多様な主体が協力し、企画、運営する。
実行委員会	各種行事・イベントの企画・実行組織へ県民の主体的な参画を求める。
アドプトシステム	県民が、公共空間を維持管理する。
県民の主体的活動	
ボランティア活動	事業実施にあたって県民が主体的に協働する。団体等が行政と協働して事業を実施する。
ワークショップ	広く県民の参加を求め、実践活動を展開する。
相互扶助、共済制度	関係者が生活を互いに支え合うしくみを運営する。
地域通貨	特定の地域のみで使える通貨を活用して、地域振興や福祉、環境、文化、教育などに関連するコミュニティ活動を促進する。
コミュニティ・ビジネス	県民がビジネスとして地域の課題解決に取り組み、コミュニティ活動と地域経済の活性化を図る。

チャンネル	内 容
委託	
外部委託(アウトソーシング)	多彩な活力を発揮してもらうため、サービスの質とコストの両面を総合的に判断して効果的・効率的に提供できるものについて、県民に事業の運営等を委ねる。
PFI	民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用して、公共施設の整備、維持管理、運営等を行う。
ネットワークづくり	
グループ支援、連携	地域づくり活動の一層の拡がりをめざし、各主体が交流したり、活動にともに取り組む。
コーディネート	地域づくり活動の一層の拡がりをめざし、県民の主体的な活動を連携・調整する。
担い手づくり	
推進員など	県行政の推進について一定の役割を委嘱する。
人材バンク、人材データベース	さまざまな能力をもつ県民を登録し、県民が活動する機会を提供する。
サポーター、オーナー制度、会員制度	県民が地域づくりの担い手となるしくみを運用する。
指標、目標値	県行政の達成状況を評価する。事業等の進捗状況や目標の達成状況を評価する。
監査	行政の事務の執行を検査する。
外部評価	外部から事業の成果等を評価する。
公開審査会、報告会	補助等にあたって公開して審査や報告を行い、県民とともに考える機会を設ける。

参画と協働のチャンネルの組み合わせ例

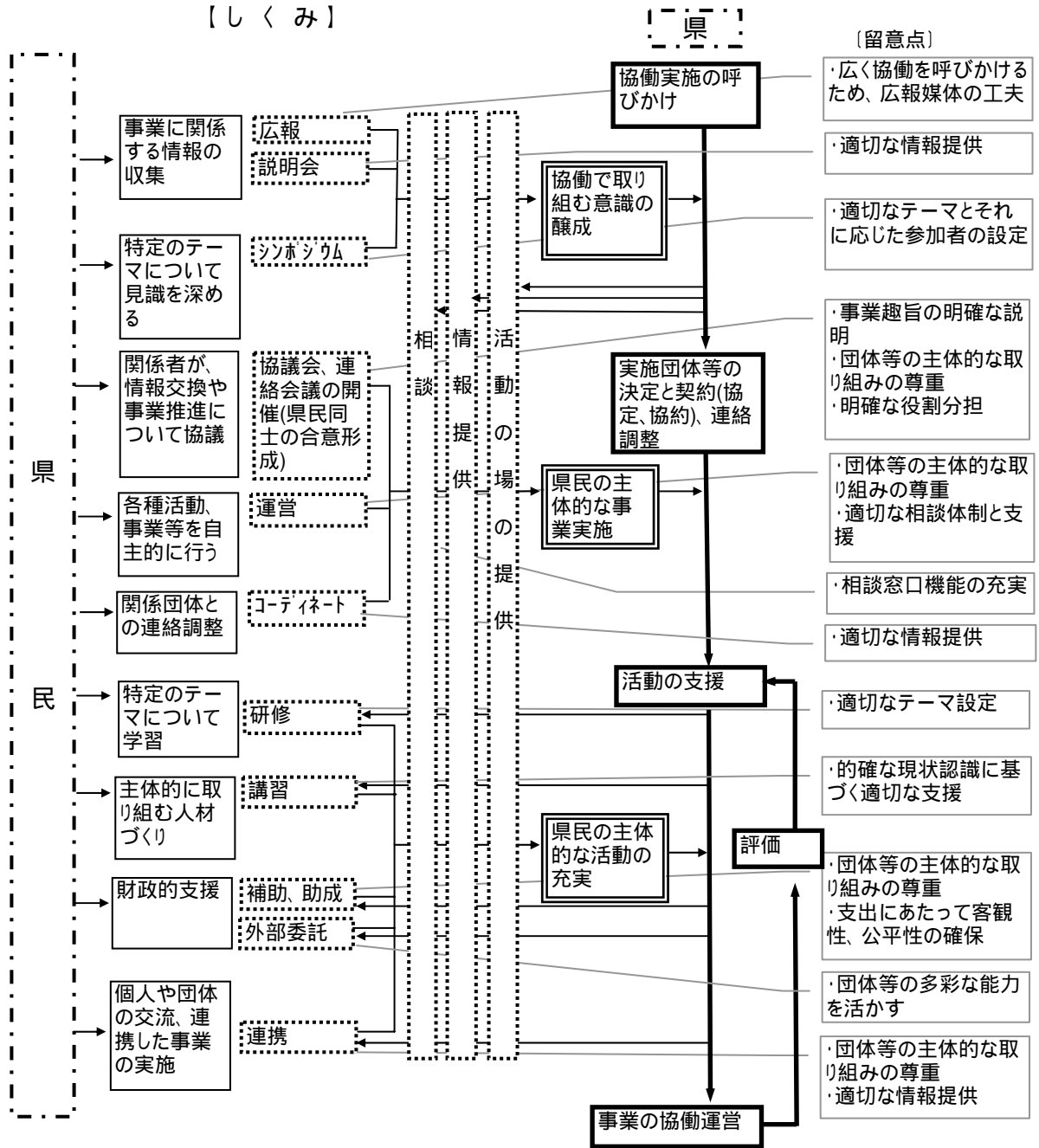


〔具体的な取り組み施策の例〕

事業名	概要
地域づくり活動応援事業（地域団体活動パワーアップ事業）	地域団体（自治会、婦人会、老人クラブ、子ども会等）が提案する、地域をよりよくするさまざまな取り組みの企画に対して、県民局単位で公開審査を行い、先駆的事业やモデルとしてふさわしい事業に助成する。
行政・NPO 協働事業助成	地域の課題解決と活性化を目的として、団体・NPO 等が行政と協働して取り組む事業に対し助成する。助成する事業の決定にあたり、NPO 関係の専門家、学識経験者等が審査を実施する。
災害復興公営住宅高齢者元気アップ活動支援事業	NPO・ボランティアグループが、地元の自治会や支援者と連携・協力しながら、災害復興公営住宅において、高齢者の元気アップや生きがいづくりのためのふれあい交流事業を企画・実施することにより、住民自らのコミュニティづくりの契機とするとともに、高齢者の見守り対策にもつなげていく。

県民と県が子育てや高齢者の見守りなどに協働で取り組む事例

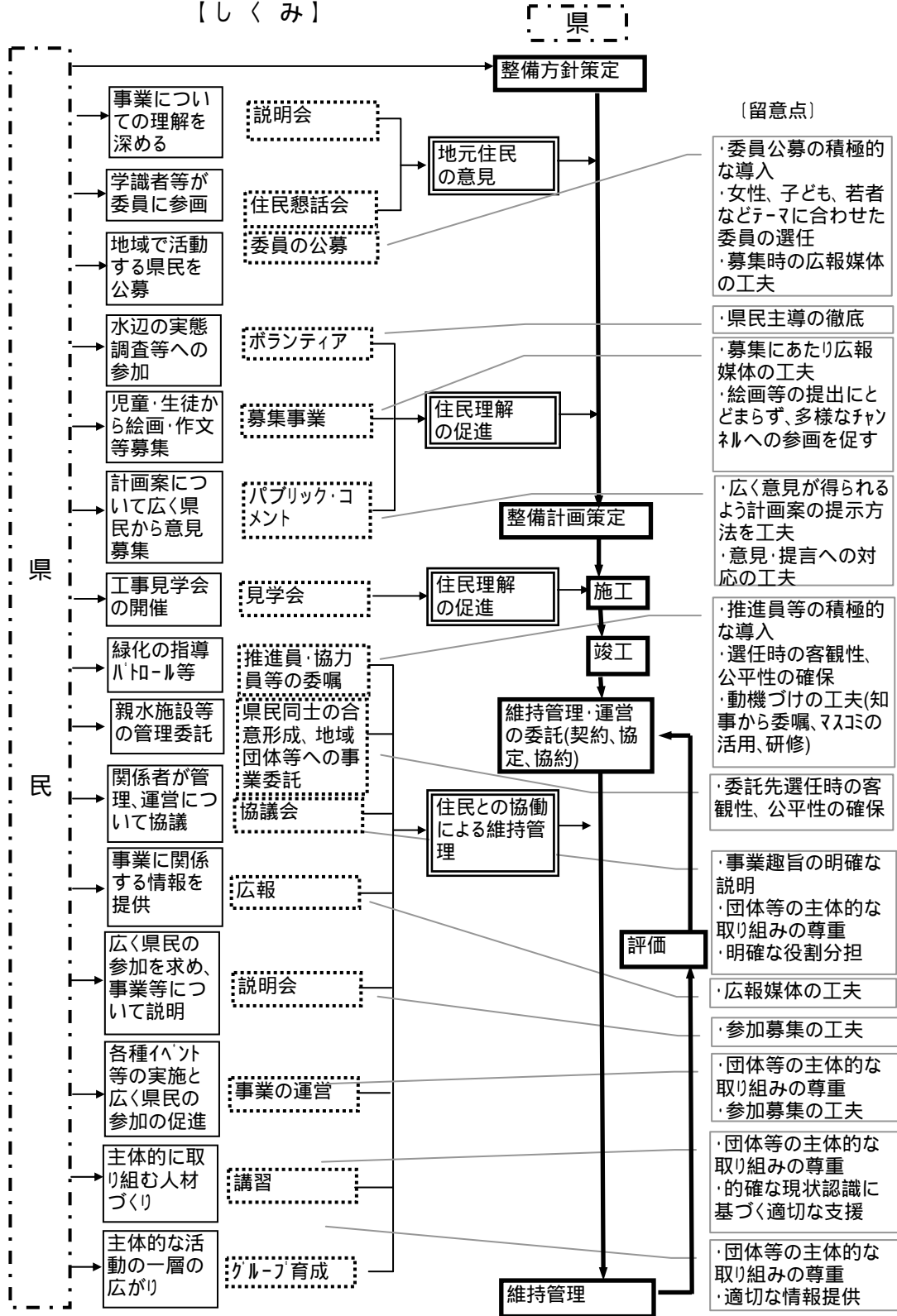
子育て、青少年の育成、高齢者の見守りなどの地域における課題について、県民の主体的な取り組みを基本に、県民と力を合わせて協働事業を実施する。



参画・協働型の公共空間の整備、管理の事例

道路、河川、公園等住民に身近な公共施設の整備に当たって、計画段階から地元住民の意見を反映する場を設けるほか、施工後の清掃や花の植栽など地元住民との協働の下で管理運営を行う。

河川整備へ県民が参画・協働する事例  
【しくみ】





## 資 料

資料1 県民の参画と協働の推進に関する条例

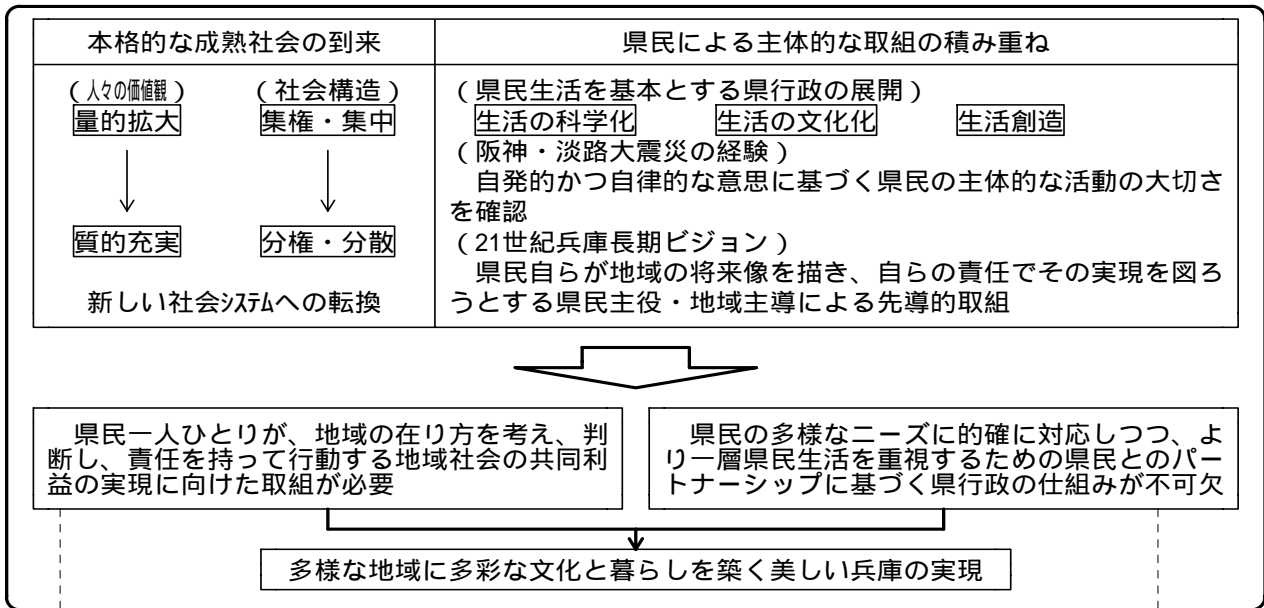
資料2 用語解説

資料3 県民生活審議会参画・協働推進専門委員会の概要

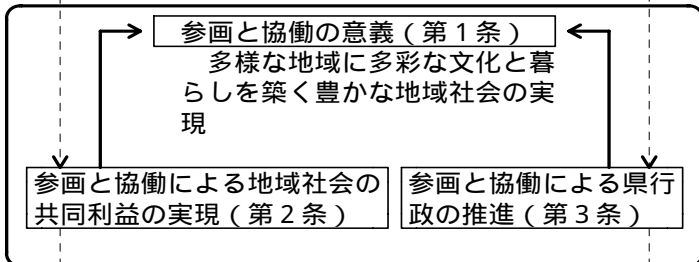
資料1 県民の参画と協働の推進に関する条例

構成

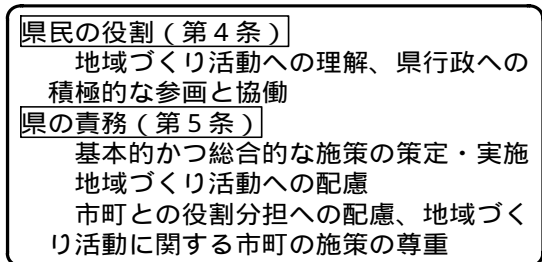
《前文》



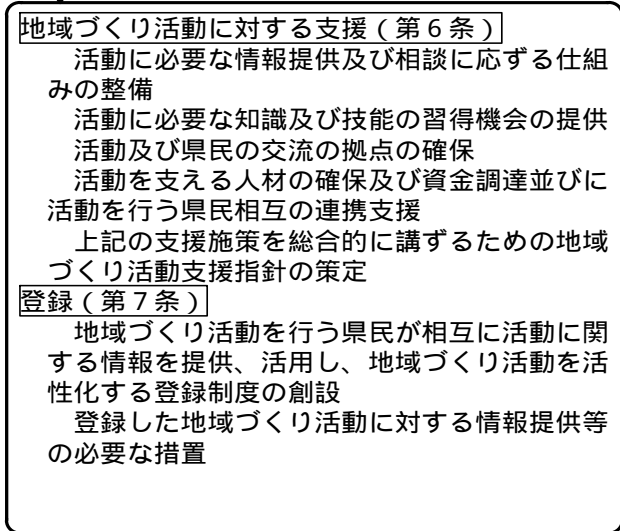
《参画と協働の理念》 第1章



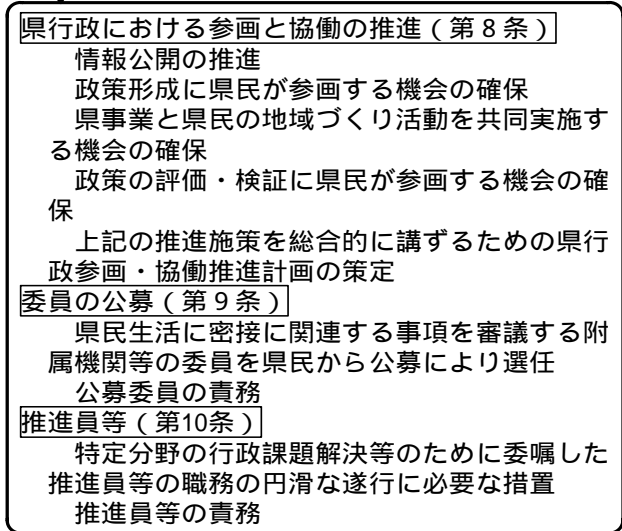
《責務等》 第1章



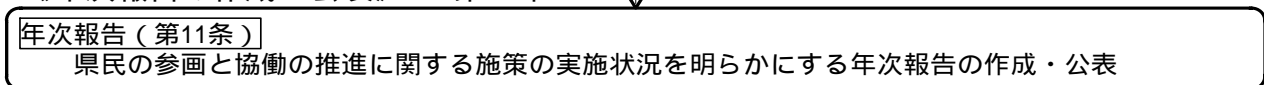
《県の支援施策》 第2章



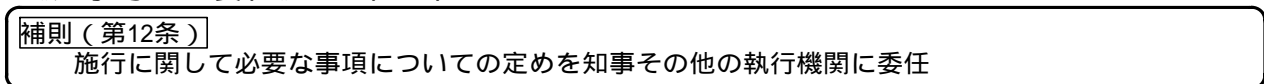
《県の推進施策》 第3章



《年次報告の作成・公表》 第4章



《知事等への委任》 第4章



# 県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）

## 目次

- 前文
- 第1章 総則（第1条 - 第5条）
- 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現（第6条 - 第7条）
- 第3章 参画と協働による県行政の推進（第8条 - 第10条）
- 第4章 雑則（第11条 - 第12条）
- 附則

21世紀の本格的な成熟社会を迎えた今日、人々の価値観が量的拡大より質的充実を求め、方向へと変化するとともに、中央集権・一極集中による画一性と効率性を優先するシステムから、地方分権・多極分散による多様性と個性を優先する生活者の視点に立った新しい社会システムへの転換が求められている。

兵庫県では、これまで、自主的な生活意識の確立と生活の合理化を目指す「生活の科学化」、や、生きがいなどの人間の内面に配慮する「生活の文化化」を推進するほか、県民が主体的に行動し、自ら社会を創り上げていく「生活創造」を推進し、様々な形での県民運動の展開を支援するなど、県民生活を基本とする県行政を展開してきた。

阪神・淡路大震災においても、被災者相互の助け合いの精神や、県民一人ひとりが、自治会、婦人会等の地縁団体、ボランティア等による草の根の活動が、被災者への支援と被災地の復興を支える大きな力となったことに、自発的かつ自律的な意思に基づく県民による主体的な取組の大切さを改めて確認した。

また、新しい世紀における兵庫づくりを目指す「21世紀兵庫長期ビジョン」に県民自ら地域の将来像を描き、自らの責任でその実現を図ろうとする県民主役・地域主導による先導的な取組が進められつつある。

これらの貴重な経験とその積み重ねを踏まえつつ、自然と調和し、共に生きることを基本に、人類の安全と共生にも寄与する志高い地域づくりを進めるためには、県民一人ひとりが、自ら考え、判断し、責任を持って行動する取組が大切である。

あわせて、県民の多様なニーズに的確に対応しつつ、より一層県民生活を重視した県行政を推進していくためには、県民の参画と協働の多様な機会を確保を図り、県民とのパートナーシップに基づく県行政を推進していく必要がある。

このような認識に基づき、共に県民を代表し、地方自治を支える双輪である議会と知事の緊密な連携の下、施策の決定と確実な推進が図られることを基本に、参画と協働の理念を明らかにし、県民の参画と協働の推進に関する基本的事項を定め、もって県民の総意により、多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く美しい兵庫を実現することを目的として、この条例を制定する。

## 第1章 総則

### （参画と協働の意義）

第1条 多様な地域に多彩な文化と暮らしを築く豊かな地域社会は、自律と共生を基調とした、県民一人ひとりが、地縁団体、ボランティア団体その他の民間の団体及び事業者（以下「県民」という。）の参画と協働による地域社会の共同利益の実現及び県民の参画と協働による県行政の推進により、実現されなければならない。

### （参画と協働による地域社会の共同利益の実現）

第2条 地域社会の共同利益の実現のための活動（以下「地域づくり活動」という。）は、県民の自発的かつ自律的な意思に基づく参画及び県民の相互の協働により、行われなければならない。

### （参画と協働による県行政の推進）

第3条 県行政は、県民の積極的な参画及び県と県民との協働により、推進されなければならない。

### （県民の役割）

第4条 県民は、前3条に定める参画と協働の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地域社会の一員としての自覚と責任を持って、地域づくり活動に対する理解を深めるとともに、自らが県行政を推進するという自覚と責任を持って、県行政への積極的な参画と県行政の推進に係る県との協働に努めるものとする。

### （県の責務）

第5条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働の推進に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及びこれを実施するものとする。

2. 県は、前項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、地域づくり活動が、県民の自発的かつ自律的な意思に基づくものであるべきことに配慮するものとする。

3. 県は、第1項の施策を策定し、及びこれを実施する場合においては、市町との役割分担に配慮するとともに、地域づくり活動に関する市町の施策を尊重するものとする。

## 第2章 参画と協働による地域社会の共同利益の実現

### （地域づくり活動に対する支援）

第6条 県は、基本理念にのっとり、地域づくり活動に対して必要な支援を行うため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 地域づくり活動に必要な情報を提供し、及び地域づくり活動に関する相談に応ずる仕組みを整備すること。

(2) 地域づくり活動に必要な知識及び技能の習得の機会を提供すること。

(3) 地域づくり活動及び県民の交流の拠点を確保すること。

(4) 地域づくり活動を支える人材の確保及び資金の調達並びに地域づくり活動を行う県民相互の連携に対して支援をすること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、地域づくり活動を支援するために必要な措置を行うこと。

2. 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための基本指針（以下「地域づくり活動支援指針」という。）を定めるものとする。

3. 知事は、地域づくり活動支援指針に県民の意見が反映されるよう必要な措置を講ずるものとする。

4. 知事は、地域づくり活動支援指針を定めようとするときは、あらかじめ、附属機関設置条例（昭和36年兵庫県条例第20号）第1条第1項に規定する県民生活審議会の意見を聴くものとする。

5. 知事は、地域づくり活動支援指針を定めるときは、これを公表するものとする。

6. 前2項の規定は、地域づくり活動支援指針の変更について準用する。（登録）

第7条 地域づくり活動を行う県民は、自らが行う地域づくり活動に関する情報を相互に提供し、及び活用するとともに、相互の連携及び交流を深め、もって地域づくり活動の活性化に資することができるよう、地域づくり活動の内容その他当該地域づくり活動に関する事項の登録をすることができる。

2. 県は、前項の登録をした地域づくり活動に対して、情報提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3. 第1項の登録に関して必要な事項は、知事が別に定める。

## 第3章 参画と協働による県行政の推進

### （県行政における参画と協働の推進）

第8条 県は、基本理念にのっとり、県民の参画と協働による県行政を推進するため、次に掲げる施策を講ずるものとする。

(1) 県行政の透明性を高め、県民に対する説明責任を果たすための情報公開を推進すること。

(2) 県の政策の形成に県民が参画する機会を確保すること。

(3) 県が実施する事業と県民の地域づくり活動とを共同で実施する機会を確保すること。

(4) 県の政策の評価及びその効果の検証に県民が参画する機会を確保すること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、県行政における県民の参画と協働の機会を確保すること。

2. 知事は、前項に規定する施策を総合的に講ずるための計画（以下「県行政参画・協働推進計画」という。）を定めるものとする。

3. 第6条第3項から第6項までの規定は、県行政参画・協働推進計画について準用する。

### （委員の公募）

第9条 知事その他の執行機関（以下「知事等」という。）は、県の政策の形成に県民が参画する機会を確保するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項に規定する附属機関その他委員会等で、県の政策の形成に関して調査審議するために設けられるもの委員（以下「委員」という。）を選任しようとする場合において、これらの審議が県民生活に密接に関連し、県民の意見を反映させることが適当であると認めるときは、広く県民に対して公募を行うものとする。

2. 公募により委嘱された委員は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとし、自らの学識、経験等に基づき、自己の責任において意見を述べるものとする。

3. 委員の公募に関して必要な事項は、知事等が別に定める。（推進員等）

第10条 知事等は、特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するための職（以下「推進員等」という。）を県民に委嘱することが、県民の参画と協働による県行政の推進に資することにかんがみ、推進員等を委嘱された者の職務が円滑に遂行されるよう必要な措置を講ずるものとする。

2. 推進員等を委嘱された者は、基本理念にのっとり、誠実に職務を遂行するものとする。

## 第4章 雑則

### （年次報告）

第11条 知事は、毎年、県民の参画と協働の推進に関する施策の実施状況を明らかにする年次報告を作成するものとする。

2. 第6条第4項及び第5項の規定は、前項の年次報告について準用する。

### （補則）

第12条 この条例の施行に関して必要な事項は、知事等が別に定める。

## 附 則

### （施行期日）

1. この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

### （検証）

2. 県民の参画と協働の推進に関する施策については、この条例の施行の日から起算して3年以内にその効果の検証を行い、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

この条例は、「県民の参画と協働の推進に関する条例の施行期日を定める規則（平成15年兵庫県規則第6号）」により、

平成15年4月1日から施行しています。

資料2 用語解説

アウトソーシング	業務運営等を外部に委託すること。これにより、人やスペース等の資源の有効活用、システムの運用・維持のためのコスト削減、民間事業者やNPO/NGO、地域団体等の多彩な能力や高度なノウハウの活用等の効果が期待できる。
アドプトシステム	地域住民や企業などが、道路、公園、河川、海岸などの公共空間を養子(アドプト)として管理し、維持していくこと。
美しい兵庫指標	「21世紀兵庫長期ビジョン」が描く社会像の達成状況を評価するために設けた「社会像評価」、県が自ら提供するサービスについて県民の立場に立ち、その成果等を測定・分析し、一定の尺度に照らして客観的な判断を行うとともに、その結果を政策の企画立案に的確に反映していく「政策評価」、それら共通のデータベースとなる「指標の森」から構成されている。
NGO	non - governmental organizationsの略。もともとは国連憲章の中で使われている言葉で、非政府組織のこと。NPOと同様に営利を目的とせず社会的使命を持つ民間非営利団体のことであるが、行政からの独立性をより強調した表現といえる。
NPO	nonprofit organizationsの略。ここでは、教育、文化、医療、福祉、国際協力など、あらゆる分野における営利を目的としない民間の組織のことをいう。NPO法に則して認証されたNPO法人、そのような法人格は取得していない市民活動団体やボランティア団体の2つの類型を含む。
県民モニター	県行政の施策や課題などについて、意見や感想を述べる人のこと。
コミュニティ・ビジネス	地域の人々が、地域資源(労働力、原材料、技術力等)を活用して行うビジネスのこと。地域経済の活性化と同時に地域の生活課題の解決をめざす。
サポーター制度	道路、河川等の公共施設の巡視などの活動を行う地域住民を募集する制度のこと。
さわやか提案箱	県のホームページに知事あてのメールボックスを設け、電子メールによる意見・提案の受け付け、回答を行っている。
さわやかトーク	さわやかフォーラムに合わせて、知事が地域の実践活動グループを訪問し、現地で自由に意見交換を行っている。
さわやかフォーラム	さわやかな県政を推進するため、県民と知事が気軽に語り合える場を設け、地域づくりについて幅広い意見交換を行っている。
推進員	特定分野の行政課題の解決を図り、県行政を効果的に推進するために知事が県民に委嘱するもの(「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条)。民生・児童協力委員、地球温暖化防止活動推進員など約100種類ある(注)。
生活創造センター構想	生活創造センターを中心に、生活に関する総合的な情報の収集・発信、新しいライフスタイルづくりに向けた学習機会の提供、調査の充実、地域での実践活動及び交流活動に対する支援など、県民の生活創造活動を総合的に支援するという構想のこと。
地域ケア	福祉の援助を必要とする在宅者に対し、地域の中で社会福祉施設や機関と地域住民とが一緒になって行う社会福祉サービスのこと。

地域政策懇話会	総合的・戦略的な視点に立った地域政策を推進するため、地域ビジョンの実現に向けた推進方策や地域経営における課題等について、市町長と県議会議員、県民局長等が協議・調整を行う会合のこと。
地域通貨	地域コミュニティにおける人と人との信頼に基づいて、一定の限られた地域で発行され、流通する通貨。
地域づくり活動サポーター(応援隊)(仮称)	県民のさまざまな地域づくり活動を効果的に支援するため、県民の身近なアドバイザーとして、また、グループ・団体・NPO/NGOなど多様な主体のつなぎ役として、さらに、県民局域で活動する各種推進員の連携の推進役としての役割を担う。
PFI	Private Finance Initiativeの略。民間の資金、経営能力、技術的能力等を活用して公共施設の整備、維持管理、運営等を行うこと。
ボランティア	ここでは、自らの意思に基づいて、社会の一員として他の人々や社会の福利を向上させるために行動する人をいう。
マイMY指標	「社会像評価」や「指標の森」の指標のうち、重要と思う指標や好きな指標を「私の指標」として県民各自が選び、それぞれが取り組む活動の目標や目安として活用する指標のこと。

(注)「県民の参画と協働の推進に関する条例」第10条に該当する推進員等一覧(16.2調査)

	名称		名称		名称
学校・家庭・子育て	地域教育推進委員	健康づくり	兵庫県麻薬中毒者相談員	安全・安心な生活	子どもを守るモニター
	学校評議員		エイズ電話相談員		少年相談専門員
	青少年愛護活動推進員		こころの電話相談指導事務非常勤嘱託員		少年補導職員
	青少年愛護活動推進協力員		精神保健事務嘱託員		少年警察協助力員
	児童虐待対応アドバイザー		精神保健福祉相談事務嘱託員		少年指導委員
	児童虐待専門総合アドバイザー		民生・児童協力委員		高齢者交通安全指導員
	児童生徒支援事務嘱託員		高齢者相談協力員		長寿社会対策パイロット地区推進委員
	児童虐待相談員		身体障害者相談員		交通安全モニター
	こどもセンターアドバイザー		手話通訳事務嘱託員		暴走族モニター
	ふれあい心の友(メンタルフレンド)		手話通訳者、手話奉仕員		雑踏警備アドバイザー
	すくすく相談員		介助犬普及相談員		災害モニター
	家庭相談員		聴能検査事務嘱託員		災害時等警察活動協力員(愛称-警察08協力員)
	家庭支援電話相談員		知的障害者相談員		山地災害情報協力員
	女性保護業務嘱託員(寮母)		原子爆弾被爆者相談員		循環型の生活・環境の保全
	兵庫県女性相談員		中国帰国者自立指導員		ひょうご水ビジョンモニター
	女性相談調整連絡員		中国帰国者自立支援通訳		地球温暖化防止活動推進員
	DV専門相談員		中国引揚者相談員		環境モニター
	一時保護夜間専門員		消費生活相談員		不法処理監視員
	自立支援員		労働相談員		産業の活性化
	生活の質の向上		男女共同参画推進員		安全・安心な生活
男女共同参画申出処理委員		交通事故相談員	ひょうごの匠		
女性問題カウンセラー		犯罪被害者相談員(被害者支援カウンセラー)	技術開発指導員		
主任女性問題相談員		犯罪被害者相談員(委嘱相談員)	特別訓練推進事務嘱託員		
女性問題相談員		被害回復アドバイザー	職業訓練推進事務嘱託員		
活動支援コーディネーター		カウンセリングアドバイザー	パート情報アドバイザー		
生活情報活動アドバイザー		地域安全パトロール推進員	地域しごと情報・労働相談員		
生活創造活動コーディネーター		地域安全活動パイロット地区安全推進委員	自然とのふれあい		
文化活動指導事務嘱託員		地域ふれあいの会委員	自然保護指導員		
くらしのアドバイザー		地域交通安全活動推進委員	動物愛護推進員		
くらしのチーフクリエイター		交番相談員	鳥獣保護員		
くらしのクリエイター		兵庫県警察サイバーパトロールモニター	多彩な交流		
健康づくり	健康ひょうご21県民運動推進員	健康づくり	暴力団情報モニター	さまざまな場面で	このとりの会地域間交流推進員
	食の健康運動リーダー(調理実習担当)		銃器等水際監視協力員		このとりふるさと大使・このとり推進員
	食の健康運動リーダー(農業体験担当)		警察署協議会		兵庫県ふるさと水と土指導員
	医療相談専門員				C S Rクラブプロデューサー
	兵庫県薬物乱用防止指導員				外国人県民モニター
					さわやか県民相談担当参与
		地域ビジョン委員			
		県民運動推進専門員			

### 資料3 県民生活審議会参画・協働推進専門委員会の概要

#### 1. 諮問書

諮問第150号

兵庫県県民生活審議会

地域づくり活動支援指針及び県行政参画・協働推進計画について（諮問）

県民の参画と協働の推進に関する条例（平成14年兵庫県条例第57号）第6条第2項及び第8条第2項の規定に基づき、地域づくり活動を支援する施策を総合的に講ずるための地域づくり活動支援指針及び参画と協働による県行政を推進する施策を総合的に講ずるための県行政参画・協働推進計画を定めたいので、同条例第6条第4項及び第8条第3項の規定により諮問します。

平成15年3月31日

兵庫県知事 井戸 敏三

#### 2. 答申書

平成16年2月22日

兵庫県知事 井戸 敏三 様

兵庫県県民生活審議会  
会長 鳥越 皓之

地域づくり活動支援指針及び県行政参画・協働推進計画案の答申について

平成15年3月31日に諮問のあった標記のことについて、別添の「地域づくり活動支援指針、県行政参画・協働推進計画案」のとおり答申します。

知事は、この答申に基づき、すみやかに「地域づくり活動支援指針」及び「県行政参画・協働推進計画」を決定し、参画と協働のもとに県政の推進を図られるよう希望します。

### 3. 名簿

#### (1) 参画・協働推進専門委員会委員

	氏名	役職等
委員長	今崎 良平	外国人児童生徒指導者(公募委員)
	北野 美智子	兵庫県連合婦人会長
	小西 康生	神戸大学経済経営研究所教授
	小林 郁雄	(株)コー・プラン代表
	白川 武夫	こころ豊かな美しい兵庫推進会議副会長(兵庫県連合自治会会長)
	立木 茂雄	同志社大学文学部教授
	中瀬 勲	姫路工業大学自然・環境科学研究所教授、人と自然の博物館副館長
	野崎 隆一	ひょうご市民活動協議会代表
	野々山久也	甲南大学文学部教授
	速水 順一郎	(社)兵庫県子ども会連合会常務理事兼事務局長
	宮道 博	兵庫県商工会議所連合会専務理事
	室崎 益輝	神戸大学工学部教授
	森 綾子	特定非営利活動法人宝塚NPOセンター事務局長
	門上 幸子	有限会社門上環境計画事務所代表取締役(公募委員)
副委員長	山下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授

#### (2) 第5期県民生活審議会委員

	氏名	役職等
会長	浅倉 陽子	特定非営利活動法人IKGS緑化協会理事
	今崎 良平	外国人児童生徒指導者(公募委員)
	上田 弘	兵庫県町村会副会長(平成15年9月26日就任)
	奥村 和恵	中町ベルディホール顧問
	加藤 恵正	神戸商科大学商経学部教授
	北浦 義久	兵庫県議会議員(平成15年7月17日辞任)
	北野 美智子	兵庫県連合婦人会長
	後藤 玲子	弁護士
	小西 康生	神戸大学経済経営研究所教授
	斉藤 泉	連合兵庫女性委員会委員長
	澤田 功	兵庫県商工会連合会専務理事
	清水 美知子	関西国際大学人間学部助教授
	所村 利男	独立行政法人製品評価技術基盤機構生活・福祉技術センター所長(平成15年3月12日就任)
	白川 武夫	こころ豊かな美しい兵庫推進会議副会長(兵庫県連合自治会会長)(平成15年9月26日就任)
	住野 公昭	甲南女子大学人間科学部教授
	瀧川 好夫	神戸大学大学院経済学研究科教授
	谷垣 一郎	こころ豊かな美しい兵庫推進会議副会長(平成15年9月25日辞任)
	田村 広一	兵庫県市長会副会長(平成15年9月26日就任)
	鳥越 皓之	筑波大学大学院人文社会科学部研究科教授
	中瀬 勲	姫路工業大学自然・環境科学研究所教授、人と自然の博物館副館長
	中田 耕一郎	兵庫県町村会副会長(平成15年9月25日辞任)
	根岸 哲	神戸大学大学院法学研究科教授
	幡井 政子	兵庫県消費者団体連絡協議会会長
	端 信行	京都橘女子大学文化政策学部教授、文化政策研究センター所長
	原 仁美	神戸市消費者協会会長
	堀川 和洋	兵庫県市長会副会長(平成15年9月25日辞任)
	前田 小百合	生活協同組合コープこうべ理事
	松原 一郎	関西大学社会学部教授
	松本 久慈	独立行政法人製品評価技術基盤機構近畿支所長(平成15年3月11日辞任)
	宮道 博	兵庫県商工会議所連合会専務理事
	村上 早百合	神戸新聞社論説委員
	森 綾子	特定非営利活動法人宝塚NPOセンター事務局長
	門上 幸子	有限会社門上環境計画事務所代表取締役(公募委員)
矢尾田 勝	兵庫県議会議員(平成15年7月18日就任)	
山下 淳	同志社大学大学院総合政策科学研究科教授	

:期間中に委員を辞任された方(辞任年月日)

:期間中に委員に就任された方(就任年月日)

#### 4. 審議経過

##### (1) 審議体制

区分	役割・運営方法	開催回数
参画・協働推進 専門委員会	平成14年12月に制定された「県民の参画と協働の推進に関する条例」の規定に基づき策定する「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」について審議する。	5回
全体会	真に豊かで調和のとれた県民生活の実現に関する基本的事項並びに県民の生活創造に関する施策及び消費者保護に関する施策について調査・審議する。	3回

##### (2) 審議経過

開催日	区分	審議の内容
平成15年3月31日(月) 13:00～15:00	第4回全体会	・諮問(「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」について) ・専門委員会の設置について ・諮問事項に関する検討方向について
平成15年5月20日(火) 13:00～15:00	第1回参画・協働推進専門委員会	・「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」の策定方針について
平成15年6月20日(金) 10:00～12:00	第2回参画・協働推進専門委員会	・「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」の構成について
平成15年7月22日(火) 15:30～17:30	第3回参画・協働推進専門委員会	・「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」の骨子について
平成15年9月1日(月) 15:30～17:30	第4回参画・協働推進専門委員会	・「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」中間報告案について
平成15年9月26日(金) 15:00～17:30	第5回全体会	・「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」中間報告案について
平成16年2月10日(火) 10:00～12:00	第5回参画・協働推進専門委員会	・「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」答申案について
平成16年2月22日(日) 10:00～12:00	第6回全体会	・「地域づくり活動支援指針」、「県行政参画・協働推進計画」答申案について ・答申

### (3) 県民意見の反映

#### 地域県民フォーラム

県民生活審議会で「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の中間報告がとりまとめられた段階で、県民との意見交換を行った。

県民局名	フォーラム名	開催日時	開催場所	参加者数	講演者
神戸	神戸地域県民フォーラム	9月21日(日) 13:00～15:00	三木ホースランドパーク	100人	小西康生 委員長
阪神南	”参画・協働”阪神南地域県民フォーラム	10月11日(土) 13:00～16:00	アルカニックホール・ミニ(玉翔の間)	60人	速水順一郎 委員
阪神北	阪神北県民局ふれあいフォーラム	10月5日(日) 10:30～12:30	川西アステホール	240人	速水順一郎 委員
東播磨	”参画と協働”東はりま県民フォーラム	11月8日(土) 13:30～16:00	明石市産業交流センター	200人	小西康生 委員長
北播磨	”参画と協働”地域県民フォーラム	9月13日(土) 13:30～16:30	やしる国際学習塾	350人	山下 淳 副委員長
中播磨	県民の参画と協働の推進中播磨県民フォーラム	10月29日(水) 14:00～16:00	姫路市自治福祉会館	230人	山下 淳 副委員長
西播磨	”参画と協働”西播磨地域県民フォーラム	10月18日(土) 10:00～11:30	龍野経済交流センター2階セミナー室	110人	小西康生 委員長
但馬	但馬地域県民フォーラム	9月13日(土) 12:00～16:00	豊岡市民会館文化ホール	900人	小西康生 委員長
丹波	「参画と協働」たんば推進フォーラム	10月29日(水) 13:30～16:30	丹波の森公苑	110人	小西康生 委員長
淡路	淡路地域県民フォーラム	10月28日(火) 13:30～16:00	みくまホール	130人	小西康生 委員長

#### 県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)の実施

県民生活審議会で「地域づくり活動支援指針」「県行政参画・協働推進計画」の中間報告がとりまとめられた段階で、県民に広く意見を募集した。

- ・実施時期：平成15年12月10日(水)～平成16年1月19日(月) (49日間)
- ・意見提出者数：57人
- ・意見数：122件



地域づくり活動支援指針  
県行政参画・協働推進計画

平成 16 年 3 月

兵庫県県民政策部地域協働局参画協働課  
650-8567 神戸市中央区下山手通 5-10-1  
電話：078-362-4015

メールアドレス：[ks\\_sankaku@pref.hyogo.jp](mailto:ks_sankaku@pref.hyogo.jp)

ホームページ：<http://web.pref.hyogo.jp/sankaku/index.html>